

翻刻・校注『永平教授戒文辨解』

本 多 寛 尚

I はじめに

幽蘭本秀和尚は、江戸末期に活躍した眼蔵家である。『禅学大辞典』に「幽蘭」の見出しで紹介されるが、正しくは、名を「本秀」といい、「幽蘭」あるいは「希胤」と号した（以下、慣習に従って幽蘭と呼ぶ）。

幽蘭師には、その編著『洞上正宗訣』『永平正宗訓』、及び『永平教授戒文略辨』（『曹洞宗全書』『禅戒』所収）が知られ、師に関する研究論文や資料としては、加藤宗厚「洞上正宗訣・永平正宗訓の分析」（『宗学研究』第二十三号所収）、田島柏堂「本秀幽蘭師と『永平正宗訓』・『洞上正宗訣』の開版と祖松尼（上・下）」（『傘松』平成三年十月号・十一月号）、「正法眼蔵拝請序誌」（『永平正法眼蔵菟書大成』第二十一巻六六一頁b）があり、これらを参照しながら、拙論「幽蘭本秀和尚の研究」を『駒沢大学大学院仏教学研究会年報』三十二号に寄稿

したので、これらによって、幽蘭師の姿勢が、わずかに知られると思う。

今回、翻刻を試みた『永平教授戒文辨解』（以降、『弁解』）は、幽蘭師に関係する資料を、兵庫県出石郡出石町の見性寺に求めた平成九年六月、見性寺現董河合行夫師より提示されたもので、序文と印影及び紀年が残ることから、『洞上正宗訣』『永平正宗訓』に並ぶべき編著として貴重なものとの御指摘を受けたものである。

前掲拙論「幽蘭本秀和尚の研究」当初は、幽蘭師の加筆を残すことと、その全体の大きさ、序文・跋文に相当する文章、幽蘭師の印影が見受けられることなどから、『弁解』は『曹洞宗全書』『禅戒』所収の『永平教授戒文略辨』（以降、『略弁』）より後に成ったもの、つまり『略弁』が発展し、上書に至ったものではないかと予想したが、今回の整理によって、その憶測が誤りであることが判明した。

両書を比較することで、書写する際に、或いは要約し整理し、或いは改編した痕跡が、『略弁』の中に見られることが確認できるのである。

よって『略弁』は、見性寺所蔵の『弁解』との間に、岸沢惟安師を介することで、初めて成ったと判断すべきものとなる。或いはまた、『略弁』の巻末に、永源寺にて書写したとの記録があるので、『弁解』の略本が別に有り、これを岸沢師が書写した可能性も有ろうが、いずれにせよ、『弁解』が先立って編集されていたことは間違い無い。

現今、『曹洞宗全書』で参究できる『略弁』は、岸沢文庫本が定本であり、駒沢大学図書館にて窺うことができる（整理番号、貴重書一七〇—W四九）。

そこには「一段下クル者ハ当本ノ書入也」とのメモが見え、これによって『曹洞宗全書』の体裁として、一段下げてある行がもとも有った「書き入れ」であると判断できる。このことは、今回の『弁解』の翻刻によってさらに明確になり、岸沢師の言う「当本」はつまりこの『弁解』である。『弁解』に見られる「書き入れ」の中から拾った語句を、『略弁』においては「一段下」げて書いたのである。また、特に岸沢師による増注やメモなどの一切は、『曹洞宗全書』には掲載されていないことも確認できた。

これらのことを参考に、簡潔な姿での翻刻にしようと思ったのだが、『弁解』の書き入れ・増注・メモの類いが、幽蘭師自身の筆跡である可能性を思い、可能な限り判読し、煩瑣にならぬよう工夫しつつ提示することとした。

「教授」「戒」「文」と、表題から順に解釈が進むので、段落として表題・「夫諸仏大戒者」に始まる前文・懺悔文・三帰戒・三聚浄戒・十重禁戒・十重禁戒の各戒・巻末と、都合十七に分け、それぞれに註を設けて本文中の煩瑣を解消しながら、書き込み等を提示した。また、次のような体裁にて表記した。

- 教授…『教授戒文』の本文
- () ……本文内の割り註の部分
- 《 》 ……書き込み・メモ
- ▲ ……欠損を意味する伏せ字
- ……判読できない箇所
- ……特に、枠に囲った部分は『略弁』に無い長文

尚、基本的に当用漢字を用い、略字なども現代のカタカナ表記に改めた。また、より読み易くするため、執拗に行を改めた。

『弁解』と『略弁』とを比較する時、まず初めに指摘すべきは、『弁解』冒頭の序文に相当する「永平教授戒文弁解来由」である。註記にも示したように、もともと「弁解序」と書いたものを「弁解記」と改め、もう一度改めて「来由」の標記に落ち着いた様相である。

それは、このわずかな緒言において、経豪の『梵網経略抄』から万仞道坦の『禅戒鈔』、万仞の高弟慧輪玄亮と石天童麟を介して、幽蘭師の『弁解』へという、戒観の系譜が示されることによるのであろう。

特に、「仏祖正伝ノ戒法、戒会ノ説戒、愚俗ノタメニ通スルコトカタシ。」と、繰り返し述べていることには、留意の要がある。ここに「愚俗」と表記のある、その対象は、単に一般大衆というものではなく、仏道を志しながらも得道できぬ者も含めたもの。つまり、崇高な教義を、万民にとって理解し易いものとして、広く示そうとしたのである。

この姿勢は、『洞上正宗訣』と『永平正宗訓』という二つの編著にも認められるものであり、現に幽蘭師には、多くの参学者が従ったと伝えられており、より平易な仏法の開示が要請されたに違いない。

ところで、『梵網経略抄』も『禅戒鈔』もその根本は道元禅師の『教授戒文』にあり、これは嗣法伝戒の際に授受されるべき戒文である。よって、『梵網経』などの戒経に見られ

る一般的菩薩戒や、授戒会などで示される説戒とは、大いに異なるものであろう。

そのような戒法であるにも拘わらず、この『教授戒文』の妙理を、出家在家の別なく、広く一般にも説き明かそうという姿勢であることを承知していなくてはならない。

これは、江戸宗学の特徴として感じられることで、在家・出家、初心・晩学などという区別を嫌ひ、妙理・奥義のもとに、全てを平等に包容しようとの向きにおいて、禅戒思想の到達した結果とみることも出来、また、要所ごとに、面山瑞方の『大戒訣』（一七四七上梓）や『説戒』（一七六〇上梓）、指月慧印の『禅戒篇』（一七三七上梓）、万仞道坦の『禅戒鈔』（一七五八上梓）・『禅戒本儀』（一七七四上梓）から引用されていることから、禅戒思想をもって衆生済度を目指すものとして、『弁解』を理解すべきであろう。しかし、如何に、この開示が難航であったか。それは、この『弁解』本文の末に、

時に、天保六年（一八三五年）己未中秋、笛岡山（楽音寺）中に於いて、秀希胤、謹しんで撰す。（原漢文）

との刊記を置きながらも、「来由」には、

天保十二年（一八四一年）辛丑閏正月二十八日、直指林（見性寺）の北窓下にありて、秀幽蘭、謹しんで題す。（原漢文）

と、ここに五年という時空の開きがあり、しかも、この「天保十二年」には、『洞上正宗訣』が梓行され、重ねて『永平正宗訓』も上梓に至っているのであるから、やはり万人が共有できるのである。「祖師正伝ノ戒意」の開示となると、これは困難を極めるのであろう。幽蘭師自ら、「タタ木人石女ノ点頭スルノミ。」と、「来由」は嘆じて結ばれる。

『弁解』本文の右肩に、「二丁ノ上面ニ入」「出初行也」との、版刻のための指示まで見られるにもかかわらず、こんにちまで、この『弁解』は幽蘭師の筆のままに、竜福山直指林見性寺の堂奥に秘められていたのである。

II 本文

『永平教授戒文辨解』

永平教授戒文辨解来由（註①）

昔日関東ニアリテ、慧輪老師（註②）ニ随侍ノ日、禅戒鈔ヲ参究スルニ、祖師内徒経豪禅師、教授文ヲ体トシテ、梵網ヲ鈔スルモノナリ。

近頃万仞老漢、コレヲ転換シテ、教授戒文ノ鈔トナシテ、十六条戒ニ、諸経ノ因縁ヲ付録ストイヘトモ、仏祖

正伝ノ戒法、戒会ノ説戒、愚俗ノタメニ通スルコトカタシ。

師ハ、万仞老漢ニ随侍シテ、戒本ヲ正伝スルユヘニ、コレヲ請スレトモ、上梁ノ客アリテトリモチサルト。コノユヘニ、二三子、戒会ヲ勧発シテ、師ノ説戒記録センコトヲ請スレトモ聴サス。

又、西肥ノ童隣老師（註③）モ、万仞下ノ尊宿ナリ。

予、ソノカミ随侍ノ日、万仞老漢ノ戒本ヲ請ストイヘトモ、ナホコレ愚俗ノタメニ通カタシ。

コレヨリ教授戒文ニ、梵網瓔珞ヲ体トシテ、諸明師ノ戒本、ソノ要トスルトコロヲトリテ、一卷トナシテ、教授戒文弁解トナツクトイヘトモ、祖師正伝ノ戒意、愚俗ニ通シカタシ。

瓔珞ニイハク、心入無際、解内外要、始終無極、等諸仏土、無所分別ト。イヨイヨ遠シテ遠シ。善巧方便ノ妙説ニアラサランヨリハ、因縁譬喩ヲトクトモ、心開意解スルコトカタシ。タトヒ祖師正伝ノ戒文ヲ辨シテ説戒スルトモ、タタ木人石女ノ点頭スルノミ。

天保十二年辛丑閏正月二十八日、直指林ノ北窓下アリテ、秀幽蘭謹題。（註④）

印（本秀） 印（幽蘭）

（註①）『曹洞宗全書』所収「教授戒文略弁」には、この文章は無い。もともと「教授戒文弁解序」としたようで、

「序」の一字を消してその横に「記」と改めた後、この「記」も改められ、「来由」としている。

(註②) 万仞道坦に師事した慧倫玄亮のこと。群馬県宝積寺三十二世。

(註③) 慧倫と同じく万仞に師事した石天童麟のこと(？)一八二五年)。万仞に嗣法の後、尾張松元院・三河万福寺・伊予法竜寺・長州功山寺に住す。

『功山歴代略記』は、「廿五世石天童麟大和尚。文政八年乙酉七月八日。肥前之産也。住濃州大垣全昌寺。退院之後。又住本州訂心。移転予州法竜。従法竜移転当寺。帰肥前又住。」と伝える(曹洞宗宗務庁刊『曹洞宗近世僧伝集成』三六六頁)。

(註④) 天保十二年は、一八四一年。直指林は、兵庫県出石郡出石町の竜福山見性寺。幽蘭本秀は見性寺の十三世。

永平教授戒文辨解

遠孫伝戒比丘本秀謹集(註①)

《二丁ノ上面ニ入》

此文、祖師撰述ニシテ一宗相伝セリ。今、文流通ノ本ニ大同小異アリトモ、経豪禅師真筆模写梵網ノ鈔ニ依テ写ス。師ハ祖ノ内徒。鈔中ニ見タリ。依テコレヲ真トナス。(註②)

《出初行也》(註③)

○教授

翻刻・校注『永平教授戒文辨解』(本多)

トハ、瓔珞経ニ有先受戒菩薩者、請為法師、教授我戒、我先礼足。又云欲来受者、先為解說、使心開意解。マタ梵網ニ、見後新学菩薩、有從百里千里来、求大乘経律、(乃至)一一次第、為説正法、使心開意解。

○戒

トハ、天台荆溪菩薩戒儀云、仏法大海、深広無涯、唯信能入、由有信故、三学可成、菩提可至、故三学中、以戒為首、菩提広路、戒為資糧、生死大海、戒為般筏、三途重病、戒為良藥。(註④) マタ南山云、戸羅此云戒、以義訓警、警策三業。故、吾正伝戒ノ如キハ、放一戒光明、照破於三際、得金剛至信、解脱於古今。コノユヘニ靈山拈華、少林得髓、吾之永平、身心脱落シテ、コレヲ正伝ス。此法授受ノ時、行五日ニミツル黄昏ヨリコレヲ受ケ、六日半夜伝法。(註⑤)

○文

トハ、教授戒文ナリ。(註⑥)

○戒壇

ハ、仏成道十年ノ後、樓至菩薩等、壇ヲ筑テ戒ヲ請フ。祇園精舎東南ノ隅ニ立ツ。漢土ハ、南宋元嘉十年ニ、求那跋摩等、南林寺ニ立ツ。

日本ハ、人皇四十六代、孝願天皇ノ御宇。鑑真和尚、入朝シテコレヲ立。天皇登壇受戒シ玉フ。後万民ノ為ニ、中国ハ

南都ノ正大寺（一本作東大寺）、東国ハ野州薬師寺、西国ニハ筑紫ノ觀世音寺ニ、建立シ賜フ。ソノ後天台真言、往々建立アリテ、戒儀盛ナリ。

今開戒道場越期七日ハ、梵網ニ欲以好心受苦薩戒時、於仏菩薩形像前、自誓受戒。当以七日（又余経云、若能七日七夜、心不散乱者、其所作有感応）、仏前懺悔。七日ノ懺悔ハタタ礼仏ノミ。（註⑦）

唱礼法ニイハク、釈迦牟尼仏告大衆言、我曾往昔無數劫時、於妙光仏末法之中、出家学道、聞是五十三仏名、聞已、合掌心生歡喜、復教他人令得聞持、他人聞已、展転相教、乃至三千人。此三千人（今三世諸仏是也）、異口同音、称諸仏名、一心敬礼。如是礼敬諸仏、因縁功德力故、即得超越無數億劫生死之罪。（註⑧）

礼拜ノ法ハ、長阿含経ニ、二肘二膝頭頂謂之五輪。輪者円転之義也（手足縦横、如一円相）、亦曰五体、凡礼拜、必先並足、正身合掌俯首、以手褰衣、先以右膝著地、舒二掌過額承空、示有接足之敬。（註⑨）

マタ永明寿禅師罪福集ニ、於諸仏所、深生尊重難遇之想、過無量劫不聞仏名、希有值遇如来尊像、我尽心（食後必漱口《禁煙草》、可称名、不然獲罪故）、礼一切仏、一一觀察如来功德三十二相八十種好万徳因縁、心生歡喜甚深礼拜。（註⑩）

（註①）『略弁』では「遠孫伝戒比丘秀幽蘭集」。

（註②）この文、『略弁』に無し。「此文」とは「教授戒文」。「異本が見受けられるが、この『弁解』は、筆写した『梵網経略抄』から取り出した『教授戒文』なので、信用に足る。」との意味であろう。

（註③）前の《二丁ノ上面ニ入》と共に『略弁』に無く、『弁解』の样行を思わせる書き込みである。

（註④）『授菩薩戒儀』「第一開導」（『大日本仏教全書』二四卷四〇三頁など）。『略弁』に、「唯信能入」は「唯信ヲモテ能入スト」、「可」は「不」、「故三学中」は「三学中ニハ」、「路」は「略」となる。いずれも、忠実に引用しているのは『弁解』。

書き込みあり。《展転康持千聖模ト慈麟和尚ノ付戒ノ偈云如ク、仏戒ノ模ニ入トキハ皆作仏子、成菩提甚深法也故、如法護持之也》。

慈麟玄趾（一六九〇～一七六四）は、月舟の弟子密山道願（大乘寺二十九世）に師事した。大乘寺三十七世。『慈麟玄趾和尚語録』第六卷「示諸戒子二首」（『曹洞宗全書』「語録四」五〇八頁a）に、「尸羅明淨燭昏衢。展転康持千聖模。生仏貫通真實際。元来和月撒珊瑚。」とある。

（註⑤）『略弁』に、「伝」は「法」、「於」「之」は無く、「半夜」は「夜半」で、さらに「七日満散ナリ」と有る。『略弁』の引用文なし。

（註⑥）この文、『略弁』に無し。

（註⑦）『略弁』に、「筑」は「築」、「頭」は「謙」、「南都ノ正大寺」一本作東大寺』は「南都招提寺」、「七日ノ懺悔ハタタ礼仏ノミ」は「仏前懺悔。七日懺悔タダ礼拜ノ

ミ。

〔註⑧〕「唱礼法」は、面山瑞方の「洞上唱礼法」(『続曹全』「講式」所収)。「略弁」に、「釈迦牟尼仏」は「釈迦如来」、「礼敬」は「敬礼」。

〔註⑨〕「長阿含經ニ云々」は、『法苑珠林』第二十卷(『大正』五三一—四三四頁下)に有る。

〔略弁〕に、「曰」は「云」、「先以右膝著地」に続いて「次下左膝以二肘著地、有り」。

〔註⑩〕「略弁」は、「罪福集ニ」に(二卷アリ)と割り註あり、また「過」は「遇(過カ)」、割り註(食後必漱口)。「禁煙草」、可称名、不然獲罪故)は(食後必漱口、可称名、次取生飯、禁煙草)となる。

○夫諸仏大戒者、諸仏所護持也。(註①)

梵網ニ、諸仏大戒トモ七仏戒法トモ、一切諸仏大乘戒トモアレトモ一大事ノ義ナリ。

故、面師ノ戒本ニ(註②)、洞家ニハ、仏戒者宗門之一大事因縁也ト、血脈ノ下段ニ、天童ノ語ヲ児孫改メス、各々ノ語トシテ今ニ至テ、戒弟ニ示ス。ソノ血脈ト云ハ、釈迦牟尼仏ノ頂上ニ一円相ヲ写シテ、コノ一戒光明ノ、十方ニ東西ナク、三世ニ始終ナク、円満無際ナル、道理ヲ表シテ、ソレヨリ紅線ヲ円相ニ引貫キテ、戒弟ノ信士信女ヲ引透シテ(註③)、亦仏ノ頂上ニ至ルコト、カノ一戒光明カ、各々ノ分上ニ、少モ欠サル道理ヲ表シテ、仏ト衆生トノ差別ナク、衆生受仏戒、即入諸仏位、位同大学已、真是諸仏子ナル、深理ヲ

アハセリ。(註④)

コノ故ニ一大事ト云フ。

法華ニ、諸仏世尊、唯以一大事因縁故、出現於世、欲令衆生開仏知見故(「發起義也故謂開示」、出現於世、欲示衆生知見故、出現於世、欲令衆生悟仏知見故、出現於世、欲令衆生入仏知見道故、出現於世。(註⑤))

梵網ニ、非有非無非因果法、是一切仏之本原、一切菩薩本原、仏性種子、一切衆生皆有仏性、一切意識色心是情是心、皆入仏性戒中、当々常有因故、有当々常住法身。(註⑥)

コノ因トハ信ナリ、信深ケレハ仏性ニ入ル。是故ニ人々具スル処ノ仏性ヲ信シ得トキハ、永祖ノイハユル、諸惡ツクルヌヘキ処ニ住シ往来シ、諸惡ツクリヌヘキ縁ニ対シ、諸惡ツクル友ニマシナルニ似タリトイヘトモ、諸惡サラニツクラレサルナリ(註⑦)。故ニ仏性カ体トナリテ、此戒ヲ護持スル人ハ、慈悲心孝順心至重心ノ外ニ、出モノナケレハ、是ヲ菩提トイフ。(註⑧)コノ菩提ヲ護持スル万行、ミナコレ仏行ナルカ故ニ、一行一行悉コレ諸仏体ナリ。シカアレトモ、我等ガ身心菩提相応ナラサル処ヲ、イマシムルヲ戒トイフ。

ココヲ以テ、梵網ニ、釈迦牟尼仏、成無上正覚已、初結菩薩波羅提木叉、孝順父母師僧三宝。孝順至道法、孝名為戒、亦名制止(註⑨)。

コノ故ニ、一大事ノ仏行ト云ハ菩提ナリ。ソノ菩提ヲ得ハ

坐禪ナリ。諸仏多ハ坐形ナリ。耳対肩鼻対臍ハ身密、舌掛上顎ハ口密、非思量ハ心密。コノ三密偷伽静慮寂照ナル。此時何レノ戒ヲカ持サル。何レノ法ニカ欠ケ、何レノ功德カ漏ルヤ。コノ静慮ハ金剛宝戒ナリ。寂照ハ一戒光明ナリ。カクノ如ク戒徳ヲ菩提心戒トイフ。(註⑩)

故ニ馬祖下ノ惟寛禪師云ク、無上菩提被身為律、説口為法、行心為禪。次下文云、律即是法、法不離禪、江湖淮漢依処分名、而水性唯一也。(註⑪)

(註①) 書き込み《謂之諸仏大乘戒又謂一大事、仏授仏無有邪故。一仏場也一乘法也一仏性也。名之謂戒一護持之進前退歩也又手当胸也是》あり。これを『略弁』は、割り註に（謂之仏大乘戒、又謂一大事、仏授仏無有邪故。）とし、本文として「護持之進前退歩又手当胸は一仏場也、一仏性也。」とする。

(註②) 『略弁』に、「面師ノ戒本ニ」に「云ク」と有り、また前後の傍線を付した部分、及び「ニ」は無い。書き込み《所謂、荆溪、菩提広路、戒為資糧、生死大海、戒為般筏、三途重病、戒為良藥》あり。「面師ノ戒本」は、「説戒」。

(註③) 書き込み《戒師ノ衣伽集云、指血脈上一円相、道祇這是。俱入此宗是以不問淫男淫女発一念信力則齊付此血脈令其結縁於此宗門中。又豈不伝大殊勝功德聚哉》あり。『洞門衣伽集』の「菩薩戒口訣」の文。「道祇這是」の下には、本来「殺也全機現、活也全機現。都来不出此一円中。此一円中所謂」と有る。また、「門中」は補つ

た。〔曹全〕、『洞上室内三物論叢』二八〇二九。

(註④) ここまで、「面師ノ戒本」、「説戒」。書き込み《仏之系図以之入地獄猛烈入餓鬼餓鬼枯渴》あり。『略弁』に、「コト、カノ」は「コトハ、コノ」。

(註⑤) 『略弁』に、「法華ニ」なし。

(註⑥) 『略弁』に、「非有非無非因果法、是一切仏之本原、一切菩薩本原、仏性種子、」は「云、非色非心、非有非無、非因果法、是諸仏之本原、行菩薩道之根本、」とあり、書き込み《一戒光明現成当是仏性》あり。

(註⑦) 書き込み《金剛宝戒ナリ。非色非心、非有非無、非因果法。》あり。

(註⑧) 『略弁』に、「故ニ」は「是故ニ」。

(註⑨) 『略弁』に、「ココヲ以テ」に、割り註「其証」あり、「孝順至道法」は「孝順至道之法」。また、『略弁』には割り註（菩薩相応故、戒外無慈孝。如惟寛禪師。）があり、洞山章を引用した書き込みもある。

書き込み《此云別解脱、理相不殺者不為殺也然而増仏種統惠命。事相不殺物則増父子命戒。戒皆然也。》あり。

(註⑩) 『略弁』では、「ソノ」は「其」、「得」は「ウル」、「心」は「意」、「伽」は「瑜伽」になる。

(註⑪) 「惟寛禪師」は、「景德伝灯録」巻七（『大正』五一巻二五五頁上）に、

元和四年憲詔至闕下。白居易嘗詣師問曰、既曰禪師何以説法。師曰、無上菩提者、被於身為律、説於口為法、行於心為禪。応用者三其致一也。譬如江河淮漢在処立名。名雖不一水性無二。律即是法、法不離禪。云何於中妄起分別。

とあり、幽蘭師は明本『景德伝灯録』を参照した可能性

が有る。幽蘭師がこの件を引用するのは、身口意に仏印を標するところに菩提を見出す、その坐禪が持戒清淨の完成であること、つまり「禪即戒」「禪外無戒」を示そうとするのであろう。

しかし、傍線部分は『略弁』に無い。

また、『弁解』には書き込み《古歌ニ、物ノ名モ処ニヨリテ換ルナリナニハノ葦ハイセノ浜萩》あり。

○有仏仏相授、有祖祖正伝。(註①)

梵網云、汝新学菩薩、頂戴受持戒、受持是戒已、転授諸衆生。(註②)

面本ニ(註③)菩薩トハ、天竺ノ語略ニテ、具ニハ摩訶菩提質帝薩埵ト云。此ニ訳シテ、摩訶ハ大ナリ。菩提ハ道ナリ。質帝ハ心ナリ。薩埵ハ覺有情ト云義也。摩訶菩提質帝薩埵トツツケテハ、大道心ノ衆生ト云義ニナル。其心ハ無辺法界ノ六道ノ一切衆生ニ、仏心ヲ覺シメタキトノ心ヲ起セル人ト云義也。

此念ヒトタヒ起セハ、此一念カ辺際ナキ故ニ、無量恒河沙ノ国土ニアル、地獄餓鬼畜生修羅人間天上トモニ、此一念ヲ起セル人ノ、恩ヲ蒙ラヌモノハナシ。

永祖ノ尊慮モ、菩薩ハタトヒ自身ハ破戒ノ罪ヲ受トモ、他ノ為ニハ受戒セシムヘシト仰ラレタリ。

○受戒超越於三際、証契聯綿古今。

翻刻・校注『永平教授戒文辨解』(本多)

円覚経云、一切諸法真如相、無男女相、無自他相、無犯無持、名真受戒。

達磨一心戒云、受者伝、伝者は覺、即悟仏心、名真受戒。(註④)

○我大師釈迦牟尼仏陀付授摩訶迦葉、迦葉付授阿難陀、乃至如是嫡嫡相授已(幾世)至堂頭和尚。(註⑤)

今日ニ至マテ、一代モ横枝ヲ容レス、正伝面授ナリ。三國異ナリトイヘトモ、戒脈聯綿タリ。

大戒訣云(註⑥)、宋亡而禪戒之脈絶無統。元明之禪林、只随宜保護耳。吾永平、幸入宋、於禪戒未泯之時、而稟之天童。帰朝之後、相統綿々、以至今日。豈止吾輩児孫之慶幸也哉。抑亦祖仏聯芳現瑞乎。日本優曇華也。

東福虎関和尚、述禪戒規序云、菩提達磨自南天竺、帶仏心印、入支那。直指单伝、峭絶巖巖。然以菩薩戒、并授二祖。爾来五家七宗不輟受授。予、見諸家戒系譜、皆不連属。只我禪戒、自仏世尊、至今時。繩々不絶故、諸戒法以此戒為最。(註⑦)

叡山戒壇院知事、光定法師、撰一心戒文云、伝戒師々相承、從南天竺、至于日本。南天竺王、第三王子、菩提達磨、受一乘戒於優婆窟、至漢地。(註⑧)

(虎関ノ、イハユル諸家ノ戒脈、皆不連属故、達祖ノミ仏祖正伝面授ノ道理、諸家ミナ信受シテ、伝教大師ハ、五祖ノ

傍出、神秀ノ四代、大安ノ行表ヨリ受ケ（註⑨）、弘法大師モ神秀ノ三世、西京ノ大悲光ヨリ受ケ玉フトカヤ。今時、濟門、元ノ伝多シ。是故ニ、戒会ニ授ル戒脈ト称スルモ、鹵莽ナルコト拳テ数ヘ難シ。予カ見ル内ニモ、梵網ノ文ヲ一章書テ、上ニ戒牒トセルモアリ。或ハ、祖師ノ言句ヲ一兩句書テ、上包ニ血脈トセルモアリ。聊カ祖号ヲ書タルモアリ。吾門ノ如クニ、貫通シテ仏祖正伝ノ戒脈見ヘス。東福門下（註⑩）、当時イカン。）

○今將付授、慎報仏祖深恩、永為人天眼目。蓋是嗣統仏祖之慧命者也。

妙戒教云、正信根男女、持戒精進、学修戒律、有成就者、如来揀為真子、讓宝位、統慧命、令統理法界。（註⑪）

（註①） 書き込み《正伝日用更無別法着衣喫飯面面 授受一仏性尔也》あり。

（註②） 書き込み《衆生濟度本行故以戒為始》あり。『略弁』はさらに「又云、流通三世一切衆生、化化不絶、得見千仏、為仏授手、世世不墮惡道八難。」と引用。

（註③） 『説戒』。以下、『略弁』に無し。

（註④） 「円覚経」の下に書き込み《超越之註》あり、「達磨一心戒」の下に書き込み《註証契》あり。『略弁』に、「云」は「曰」、「受者伝、伝者は覚」なく、割り註（万俣和尚完戒云、悟自心名真受戒、明無上号発心人、澄源不濁百川浄、凡聖共終成仏身）あり。

（註⑤） 「至堂頭」は、『略弁』に「到□□和尚」となる。書き

込み《如是、嫡嫡相授来故、釈迦如来迦葉尊者、所受用証上修、達磨大師大鑑高祖、所引転証上修》あり。

（註⑥） 「大戒訣」以下、『略弁』に無し。次の「禪戒規序」と「一心戒文」も、『大戒訣』からの引用。

（註⑦） 「東福」以下、『略弁』に無し。『大戒訣』に有り。

（註⑧） 「叡山」以下、『略弁』に無し。『大戒訣』に有り。

（註⑨） 書き込み《コレハ鑑真来朝ノ伝。渡唐ノ時、馬祖下ノ倏然禪師ヨリ重授セリ》あり。

（註⑩） 書き込み《在東福相伝、如何面山和尚相授建仁乎。永祖兼帯建仁開祖伝故歟》あり。

（註⑪） 「妙戒教」は、無我省吾（一一三二〇～一一三八一）の述、『一心妙戒教』。

○仰憑仏祖証明、当帰戒懺悔、各各至誠隨吾語伝唱。

至誠ノ懺悔心起レハ、即仏戒ニ帰投スルカ故ニ、仏祖コレヲ如是如是ト云ハン如シ。是ノ如ク讚歎シ玉フヲ証明ト云フ（註①）。梵網ニ、常作如是信、戒品已具足。心地観経云、懺悔能出三界獄、開菩提華、見大円鏡。

コノ故ニ、太神宮ハ玄虎和尚ニ受ケ、太社ハ三光和尚ニ受ケ、春日ハ伝教、八幡ハ弘法、住吉ハ定庵、立山ハ大徹、嚴嶋ハ金岡。其外アケ尺スヘカラス。（註②）

妙戒教云、海信和尚白法福菩薩言、肉眼未能視時機処生熟。故不知所施。願大慈方便。法福曰、否。海信生熟無二、不信為生、正信為熟。所以如来、為不信心、不授

戒。於不信処不說法。何以故。不信処偷心窟牢。内魔外魔、巧害正法。是故不説。若人誹謗、其罪極大、受惡報無量、賞極苦無尽。生々劫々、無休息時。故如来慈念而不授説。(註③)

○我昔所造諸惡業、皆由無始貪瞋痴、從身口意之所生、一切我今皆懺悔。(註④)

此文華嚴普賢行願品文也。今ノ懺悔ハ、已受戒未受戒ノ人、トモニコレハ、無始已来ノ罪ヲ懺悔セシムルナリ。梵網ノ序ニ、懺悔即安楽、不懺悔罪益深。(字彙)懺ハ自陳悔。悔知過改之心也。心地觀經云、若能如法懺悔、所有煩惱悉皆除。(註⑤)

○既依仏祖証明、淨除身口意業、得大清淨、是則懺悔力也。

璣珞經曰、当教悔過三世罪、(乃至)三業清淨、如淨瑠璃、内外明照、即与授十無尽戒。(註⑥)

(註①)『略弁』に、「掃投スルカ」は「掃入スルガ」、「云ハン如シ。是ノ」は「云ハンガ如シ。カクノ」。

(註②)「コノ故ニ」の前に、書き込み《人皇四十五代聖武皇帝ハ仏心天子トテ奈良ノ大仏ヲ建立、ソノ上一国ニテ国分寺法華寺ヲ建立ナサレ、猶モ衆生ニ成仏ノ道ヲ知ラシメ玉フ思召ニテ、如何ナル罪アルモ南無三宝ト唱テ帰依三宝ノ者ハ罪滅ト教玉ヘリ》あり。「アケ」は、『略弁』に「アゲテ」と。

翻刻・校注『永平教授戒文辨解』(本多)

(註③)「妙戒教」は、無我省吾(一三二〇)〜(一三八一)の「一心妙戒教」。

「海信」は無我省吾の得度当初の法名で、貞和四(一三四九)年の入元の折りに出現し、省吾に説教したとされる菩薩である。この件は版本の八帖左に有る。

書き込み《宗密禪師懺悔ニ三科ヲ立。一ニ、懺悔ノ力ヲ以テ業ヲ伏シテ、生セサラシム。コレヲ伏業ノ懺悔ト名ク。二ニ、今ノ身ニ転シテ輕ク受テ惡道ニ入テ受サラシコトヲ願。コレヲ転業ノ懺悔ト名ク。三ニ、罪ハ暗室ノコトク菩薩ハ灯ノ如シ。久シキ暗モ忽明ナリ。コレヲ滅業懺ト名ク》あり。

(註④)「貪」「瞋」「痴」に、それぞれ書き込み有り。《法界次第云毒也。害者能破出世善心引取名貪》《忿恐名瞋》《迷惑名痴》。

(註⑤)『略弁』に、「無始已来ノ罪ヲ懺悔セシムルナリ」は「トモニコレハ懺悔スル法ナリ」、「悔」は「陳」、「心」は無く、「如法懺悔」は「如法懺悔者」。また書き込み《懺ハ梵具ニハ懺摩ナリ。悔ハ漢語ナリ》あり。また『略弁』には、段を落として

懺悔、名義集云、懺悔此翻悔過。義淨云、懺摩西音忍義、西国人誤触身云懺摩、意是請恕、願勿瞋責、此方誤伝久矣、難可改張。華嚴疏清凉鈔云、懺如上、悔此方悔過也。

と有り、「捨身、妙経薬王品ヲ略シテ云ハバ、」として、『法華経』「薬王品」の要約を述べる。『弁解』では、この『法華経』「薬王品」が、ほぼ原文で書き込まれている(『大正』第九卷、五三頁上二二行〜五四頁上一六行)。ここでは煩瑣となるので、『略弁』(『曹全』)「禪

戒」に頼んで省略する。

『弁解』に書き込み『梵網云、燃身臂指不供養仏非出家菩薩。諸経出捨身因縁多矣。永祖曰ク、初心ノ行者ハ、先ゾ世情ナリトモ人情ナリトモ、悪事ヲバ心ニ制シ、善事ヲバ身ニ行ズルガ、便チ身心ヲ捨ルニテ有ナリ。』と有り（『正法眼蔵随聞記』岩波三十一頁、春秋社八十四頁）、『略弁』では、さらに「今ノ頭香ヤ三香ニテモ、云々」と続く。

（註⑥）書き込み『十戒一々含三聚戒故』あり。

○次庇婦依仏法僧。

婦依者、婦如子婦父、依似民依王、所謂依求之義也。仏、説壞煩惱因、故名大医師（註①）。法、能消惡毒、故名良藥。僧、離惡友斷魔障、故名勝友。

○三宝三種功德（註②）、所謂、一体三宝（註③）、現前三宝、住持三宝是也。阿耨多羅三藐三菩提稱為仏法、清淨離塵乃至法宝、和合功德是僧宝也（註④）。是名為一体三宝（註⑤）。

菩提心戒義云、阿耨多羅三藐三菩提（註⑥）、略曰無上正真道、即稱之曰仏。其体本来清淨名曰法。法界衆生、常在此（註⑦）清淨法中、（註⑧）不相離名僧。是曰一体常住三宝。

○現前証菩提名仏宝。

釈尊《如来十九ヨリ離行苦行、三十成道、丈六八尺、種々ノ身ヲ現メ玉仏宝。》

○仏所証是法宝《三乘十力四無所畏十八不共法ノ悟ハ法

宝》。

所転法輪（註⑨）。《三乘九部十二分》

○学仏法乃僧宝也《三乘等六度十二因縁四諦法》。

仏会之賢聖僧。

○是名現前三宝。（註⑩）

○化天上、

為母《弥勒ノ出世マテ木仏泥仏画仏等ヲ住持シテ断絶セサルライフ。拜仏為天人師》

○化人間、

丈六金身是也

○或現虚空、

如多宝塔

○或現塵中、

為凡夫痴闇人

○乃仏宝。

一形象塔廟。（註⑪）

○或転貝葉、或転海蔵《一切経七千余卷ノ法門》

○化物、

無情

○化生、

有情

○是法宝。

一 黃卷赤軸

○度一切苦、

蘊空《弘滅後二千七百余年、代々ノ祖師方野僧マテ七十幾代、是ヨリ五十六億七千万歳、弥勒出世マテ、出家ヲ住持スル僧宝之。》

○脱三界宅、

無漏淨禪

○乃僧宝也。

一 剃髮染衣、戒法儀相《戒法儀相、皆ヨク合点セヨ。三宝三種ノ功德、各々分上ニ備テ少モ欠ナシ。一ヒ受トキ三種共受持ナリ。喻ハ、紛失シタルモノノ不図再得カ如ク。》

大戒訣云、有成就別解脱戒

(謂之道戒、隨聞記、裝云、今ノ斬猫ハ、是便仏法ノ大用現前ナリ。或ハ一転語ナリ。若一転語ニ非ハ、山河大地、妙淨明心、ト云ヘカラス。亦即心是仏ト、云ヘカラス。便此一転語ノ言下ニテ、猫兒即仏身ト見ヨ。亦此詞ヲ聽テ、学人モ頓ニ悟入スヘシ。亦云、此斬猫兒、仏行ナリ、何ト云ヘキノ。云、喚テ斬猫兒ト云ヘシ。裝云、是罪相ナリヤ否ヤ。云、罪相。裝云、何トカシテカ脱落セン。祖云、別々無見ナリ。裝云、別解脱戒トハ、是ノ如ヲ云カ。云、然リ。)

真善凡夫、乃至具足一切正見、能広為他、演説開示衆聖道法、利樂衆生、名凡夫僧。雖未能得無漏戒定及慧解

脱、而供養獲無量福。(註⑫)

○是名住持三宝。

宝トハ、世宝ノ苦ヲ救フニ喻フ。是ニ六相似ト云コト有。

面本ノ大意ハ(註⑬)、一世間難得相似トハ、金銀ハ世ニ得カタキカ如ク、三宝モ過去ノ善根ナキ衆生ハ、万劫ニモ値カタキナリ。二無垢相似トハ、金銀ノ石砂ノ垢ヲ離テ宝ナルカ如ク、三宝ハ一切ノ垢染ヲ離テ、衆生ノ宝トナル。三威徳相似トハ、王公ノ威徳ノ恐モ、財宝ニ人ガ懐ク。三宝ニ帰依スレハ、魔類カ恐レ、賢聖ノ守護有テ、不思議ノ威徳ヲ具ヘタリ(註⑭)。四莊嚴相似トハ、世ニ財宝アル人ハ、不足ナキカ如ク、三宝ノ功德ヲカレハ、梵釈ノ徳モ、五十二位ノ七宝莊嚴ノ境界モ、得ルルナリ。五勝妙相似トハ、金銀世ノ尊貴ナルカ如ク、三界中、三宝ニ超テ、最勝ナルモノナシ。六不可改異トハ、金銀ノ焼テ灰ニナラス、埋テ土トナラス、変体ナキカ如ク、三宝ノ功德ハ六道輪廻、三毒五蓋ノ煩惱ニモ不朽ナリ。

今南無帰依仏トイフ、此南無トハ梵語、ココニ恭敬トモ《要律儀》、帰命トモ《名義集》云義ナリ。法華ノ疏ニ、南無大有義、或言度我、悲華経南無者諸仏名号音声也。○帰依佛法僧時、称得諸仏大戒、称仏為師、不師余道。

(註⑮) 善生比丘、問仏。有来乞者、先教令受三帰依、然後施者何因縁耶。仏言、破諸苦、断除煩惱、受無上道故。

(註⑯)

面本ニ、仏弟子トナルモノハ、ミナ最初ニ三宝ニ帰依セヨト、制法ヲサダメラルルヲ戒ト云ナリ。(註⑰)

高祖ノ帰依三宝ノ卷ニ云、オノツカラ悪友ニヒカレ魔障ニアフテ、シハラク断善根トナリ、一闍提トナレドモ、ツヒニハ統善根トシテ、ソノ功德増長スルナリ。帰依三宝ノ功德ツヒニ不朽ナリ。フカク仏法僧ノ三宝ヲウヤマヒタテマツルヘシ。生ヲカヘ身ヲカヘテモ、三宝ヲ供養シウヤマヒタテマツランコトヲネカフヘシ。ネテモサメテモ三宝ノ功德ヲ、オモヒタテマツルヘシ。ネテモサメテモ、三宝ヲトナヘタテマツルヘシ。(註⑱) 是故ニ、仏ヲ称シテ師トナシテ、余道ヲ師ト為ザレトナリ(註⑲)。

況ヤ、一タビ三宝ニ帰依スルトキ、得諸仏大戒トヲラセラレタリ。

(註①) 書き込み《宝性論六意之一也》あり。

(註②) 書き込み《宝トハ一切善法功德ヲ具ル故、世ノ宝ニ譬フ。天子將軍ノ財モ穢多ノ財モ、ソノ徳アリテ自在無碍ナル三宝ノ徳ニタトフ。金銀ハ埋テモ色ヲ不変、入汚泥不汚。三宝モ入穢惡不汚、入三毒不燒。如是勝惡アルニタトフ》あり。

(註③) 書き込み《下、註尽之。此不可述焉》あり。

(註④) 書き込み《六和合。身和▲、口和靜、意和▲、見和解、戒和道、利和均。故謂一切無碍》あり。

「略弁」に、「阿耨多羅三藐三菩提稱為佛法」は「稱阿耨多羅三藐三菩提稱為佛法」となる。

(註⑤) 「略弁」に、「是名一体三宝」は「是為一体三宝」。

(註⑥) この「菩提心戒義」の引用は、「禪戒鈔」「禪戒本儀」に見られる。

書き込み《泉云本有ノ仏性無上正真道トテ、上三仏界ヨリ下モ三惡道ニマテ尺円具シテ、増減垢淨ノ相ヲ離テ、鏡ニ痕ヲ留メヌカ如ク、一切ノ煩惱惡業ナキヲ一体仏トイフ。コノ無垢清淨ノ一心性ニ無辺ノ功用七転八倒ヲ一体ノ法トイヒ、此性、生仏不ニナルヲ一体ノ僧トイフ》あり。

「泉」は、「略弁」に「黄泉」とあるので、無著黄泉か？また、この書き込みは、「略弁」では本文として、この段落の末に示されている。

「略弁」はこの後、「弁解」が「帰依三宝」の末に述べる件を、事前に、この「三種三宝」で示す(註⑬の部分)。

(註⑦) 書き込み《心》あり。

(註⑧) 書き込み《大般若云、諸仏如来所居之處則是淨土有情薄福見淨為穢。慈恩云、何得定方別論一處欲令衆生起勝欣心故》あり。

(註⑨) 「所」は「初」か？

(註⑩) 書き込み《唱レハ声ニ姿ノ露レテ阿弥陀ト申仏ナリト、一体トモ住持トモイフ一唱一札ノ当体心仏及衆生是三無差別是故。三帰受人ヲ守護神三十六神アリ、万億恒

沙トテ無限福徳ヲ与フ。灌頂經ニ見ヘリ。波支国ノ人ノ如、日々三帰ヲ自誓受スル功德较量經ニ説ケリ。あり。
〔註⑩〕 傍線部、「略弁」に無し。書き込み《明慧伝ニ云、道場入毎、生身仏御坐思、生身如来御前望思成。木刻、絵書生身思、応身生身在也。》有り。この書き込みは、「略弁」の本文に採用されて、

明慧伝ニ云、道場ニ入ルゴトニ、生身ノ仏マシマス
ト思フテ、生身ノ如来ノ御前ニススム、思ヲ成スベシ。木ニ刻ミ、絵ニ書キタルヲ生身ト思フハ、応身ノ生身ニテ在セリ。
となる。さらに「略弁」は、

海信和尚ノ因縁等、五十六億七千万歳弥勒出世マデモ、出家ヲ住持スル僧宝ナリ。三宝ニ三種ノ功德、各各分上ニ備テ、少シモ欠ナシ、一トタビ受ルトキ、三種トモ受持スルナリ。喩ヘバ紛失シタルモノ、不計再ビ得ルガゴトシ。

とするが、これは「弁解」には見られない。「海信和尚ノ因縁」は「一心妙戒経」に、法福菩薩が、海信の求法の姿勢と持戒の姿勢とを讃歎し、仏道が永遠に伝承されるであろうことをもって、海信を僧宝と認めている。

〔註⑫〕 「略弁」に、「無情」「有情」「蘊空」「無漏淨禪」「戒法儀相」無し。

『大戒訣』に有り。「随聞記」は、春秋社「道元禪師全集」第七卷六七頁。

書き込み《然ニ、当午和尚ノ戒本ニ戒徳善順ナラサレハ悪田トナル。衆生信施ヲ運テ悪業ト作スハ、僧ノ悪作ヨリ起ル。況ヤ、菩提寺ノ住職ハ、且中ノ菩提ヲ增長スルカ其職分ナルコト、忘ルヘカラス。外ノ血脈ハ用ザル

ナド、第一ニ人ノ善心ヲ破コト慎ヘシ。》あり。

「当午和尚」は、伯耆徳林寺の日輪当午。「当午和尚ノ戒本」は不明。

『当午和尚戒談』（『統曹洞宗全書』「法語」）か？ 他に『長慶開山日輪当午禪師示衆』（駒大図一三三—W七二）、「長慶当午和尚普説」（駒大図一三三—W七三）もある。

〔註⑬〕 「説戒」。「略弁」では「三種三宝」で示される。
〔註⑭〕 《合堂真宰守護シテ不思議アリ。為病人馳鬼患有地藏大士コト為盜賊如人▲ヘコトオホシ。》

〔註⑮〕 書き込みあり。ただし、傍線部分が「略弁」本文に、「先初ニ翻邪三帰トテ、為破諸苦断煩惱無上涅槃之薬、欲界魔王之眷属故謂翻邪。」となる。

《先初ニ翻邪ノ三帰ヲ授コトハ、為破諸苦断煩惱受無上涅槃之薬、以此因縁最初授三帰也。ナセ翻邪ト云ナレハ、コノ欲界ハ第六天ノ所撰ニテ魔王ノ眷属也。夫ヲ領ヲ離ル故ニ翻邪ト云也。南無三世諸仏ト唱ヘ、又、南無帰依仏ト称スルトキ、尽界一戒光明トナル。正當、唱名ノ時、雜念惡念、都留尽テ、唯独自明了ノ一心ノミ。コノ一心清淨ナレハ、国土清淨ナリ。那時、能所カアルカ三世諸仏、畢竟は何物ソ。各々勿論一切虫ケラ迄、常ニ個裡ニ七通八達シテ、仏祖ト少モ違ハサレトモ、日ニ用テ不相知不知尤親切トテ、知ラスカ則チ仏之。知モ不知モ逢坂ノ関。此光明三世十方照シテ居ルユヘニ、光明遍照十方世界念仏衆生撰取不捨ト云。念仏ト云ハ、只一仏二仏ノミニアラス、一時ニ一切仏ヲ念スルナリ。然ハ、南無帰依ノ時、真妄両ナカラ解説シテ頓ニ能所ヲ超フ。此処ニハ取物モ捨物モナク、虚空ノ前後中際、不可

得ナルカ如ク、過去遠々ノ昔ヨリ未來永却ノ終迄、一事ニ穿却スル故ニ、是清淨戒ト名ク。又ハ真ノ懺悔ト名之。故ニ遊行一遍上人ノ歌ニ、唱レハ仏モ吾モナカリケリ南無阿弥陀ノ声ハカリシテ、ト云レタリ。』

〔註16〕 『略弁』に、「無上道故」は「無上道」。「善生比丘」以下、『優婆塞戒經』第五からの引用、『大戒訣』『禪戒鈔』に見える。

〔註17〕 「面本」は、『説戒』。

〔註18〕 「高祖ノ」以下、『略弁』に無し。書き込みあり、『釈尊、切利天ニテ母ノ為ニ説法マシマストキ、一人ノ天子、七衰ノ相現シテ命終ノ後癩猪ノ腹ニ託スルヲ知テ、仏ニ三帰ヲ受シ、功德ニ依テ維耶離國ノ長者ノ子ト生ス。母胎ノ中ヨリ三帰ヲ唱へ、生ナカラニ唱ヘラレタリ、小兒ノ時、舍利弗目連ヲ見テ、天上ニテ仏ニ三帰ヲ受シコトヲ語ラレケリ。』（『説戒』）

〔註19〕 書き込み《上ノ如ノ三宝ニ帰仰スルトキ本具ノ戒徳漏ル処アリヤ。》

○次三聚淨戒。

璣珞經云、為諸菩薩、結一切戒根本、所謂三受門。（註1）
○攝律儀戒《納也持也取也聚也》

律（字彙 律呂、万法所出。故法令謂之律。（釈名）累也。累人心、使不得放肆也。（註2））

攝大乘論釈、是名守護戒。是余二戒依止。由離惡故、能修攝善法戒、為成熟佛法。若人住前二戒、能修攝利衆

生戒、為成熟他故。

璣珞經云、所謂十波羅夷《殺戒了出波羅夷》。

○諸佛法律所窟宅也《万法所出故》、諸仏法律所根本也。

秀云、側耳清風開眼月。（註3）

○攝善法戒

璣珞所謂八万四千法門、

○三藐

此云正。

○三

此云等又徧。（註4）

○菩提

此云、覺又道。

○法能行所行道也。

秀云、至得歸來無別事。（註5）

○攝衆生戒

璣珞所謂、慈悲喜捨化、及一切衆生、皆得安樂。

○超凡越聖、度自度他也。

秀云、欲度衆生無衆生。（註6）

○是名三聚淨戒。

面本ニ、三聚淨戒ハ、三身（法報応）三徳（断智恩）ノ根本ナレハ、攝律儀戒ハ（註7）、一切戒ノ惡ヲ断シテ、清淨法

身ヲ成ス(註⑥)。撰善法戒ハ(註⑦)、一切ノ善ヲ尽シテ(註⑧)、円満法身ヲ成ス(註⑨)。撰衆生戒ハ(註⑩)、無量ノ方便ヲ以テ(註⑪)、恩徳ヲ尽シテ(註⑫)、応身ヲ成ズ。

智断恩ノ三徳ヲ修シテ、法報応ノ三身ヲ成スルヲ、譬ハ三毒ノ渋ヲ三徳ニテ製法シテ、三惡道ニ落テ、クサル柿ヲ、皮ヲ去リ乾上テ、三身トナレハ、其煩悩即菩提ノ甘味カ出テ、妙法アラハレヌ。コレヲ止作トテ、戒ノ法ナリ。(註⑬)

撰津義戒ハ止(註⑭)。撰善法戒ハ作(註⑮)。マター一ノ戒ニ皆含テ、殺戒ノ文ニ、一切有命者不得殺トハ止ナリ(註⑯)。応起常住慈悲心孝順心、方便救護トハ作ナリ。故ニ三毒ヲ止テ、三身ト作ルカ法ナリ。(註⑰)

(註①) 『略弁』に、「云」無し。『大戒訣』『禪戒鈔』にも引用あり。又、以下の「嬰珞」と「撰大乘論釈」も『大戒訣』に有る。

(註②) 『略弁』に、続いて「是故放捨惡心、無繫縛、謂之正伝戒。」と有る。

(註③) 「秀」は、おそらく幽蘭師自身のことであろう。

(註④) 『略弁』に、「三藐三」を「等又偏」。

(註⑤) 書き込み《泉云無惡不離十重四八モ此中ニ撰ス。道行ヲ發証ス。》あり。「泉云」は、無著黃泉であろう。

(註⑥) 書き込み《寿州智通禪師看楞伽千余返、而不会三身四智問六祖。祖云清淨法身汝之性也。》あり。

(註⑦) 書き込み《三帰五戒十善八万八千法門都撰此中。》あ

翻刻・校注『永平教授戒文辨解』(本多)

り。

(註⑧) 書き込み《智也從初地至十地以月譬智徳之明。》あり。

(註⑨) 書き込み《六祖云、円満法身汝之智也。功德海中一滴也。莫讓善根山上一塵、亦可積。》あり。

(註⑩) 書き込み《泉云在新民。撰ハ四撰ヲ為心、応機自在ナル、是恩徳ノ因也。》あり。

(註⑪) 書き込み《因縁譬喩等》あり。

(註⑫) 書き込み《千百▲、汝之行也。若離本性別説三身。即名有身無智、若悟三身(千百億尺迄處舎那本身)無有自性、即名四智菩薩。》あり。

(註⑬) 『略弁』に、「アラハレヌ。コレヲ」は「アラハレ、又コレヲ」。

書き込み《長者窮子ノ加ク三毒一念ヒルカヘセハ三徳トナル。播州加古川綿線真●ノ火ノ車カ、忽ニ蓮台トナリテ二十五ノ菩薩ニ圍繞セラルルカ加シ。》あり。

(註⑭) 『略弁』に、「止」は「止ナリ」。書き込み《泉云在留至善》あり。「泉云」は、無著黃泉であろう。

(註⑮) 書き込み《在明々徳》あり。

(註⑯) 『略弁』に、「皆」無し。

(註⑰) 『面本』は、『説戒』。

『説戒』の「三聚淨戒」を要約したものが、『略弁』は「弁解」の内容をさらに整理して、次のように述べる。

撰律儀戒ハ、先心ヲ放テバ繫縛ナキガ故ニ、直ニ一切ノ惡ヲ断ズル時、一切ノ行トハ、三帰、五戒十重四十八戒、乃至八万ノ法門トナツテ、身口意スベテ清淨ナルガ故ニ、清淨法身ヲ成就ス。是ヲ撰律儀戒ト云。

撰善法戒トハ、先ヅ撰律儀戒デ身口意ノ三業ヲ清淨ナラシムルガ故ニ、一切ノ善ハ功德海中一滴モ也莫譲、善根山上ニハ一塵亦可積故ニ、一切ノ真理ヲ尽シテ、一切智ヲ具スルガ故ニ、円満報身ヲ成就ス。

撰衆生戒ハ、一切ノ戒律ヲ行ジ、一切ノ善ヲ修スルガ故ニ、上ノ二戒ニ成ズルガ故ニ、無量ノ方便ヲシテ、恩徳ヲ行ズルガ故、一切衆生ヲ度シテ、外ニ願ナク行ナキガ故ニ、一切皆衆生ヲ度スルノ業ナルガ故ニ、千百億ノ化身ヲ成就ス。

○次有十重禁戒（註①）

瓔珞經云、汝等善聽仏告。仏子從今身至佛身、尽未來際、於其中間、不得故殺生。若有犯、非菩薩行、失四十二賢聖法。不得犯。能持否、其受者答云、能。（乃至、盜、姪、妄、誑、說、慳、瞋、諂、如是）。仏子、受十無尺戒（十戒一含三聚淨戒之義故）已、其受者過度四魔（五蘊魔、煩惱魔、天子魔、死魔）、越三界苦。從生至死、不失此戒。常隨行人、乃至成仏。

又云、十重有犯無悔（犯者玉篇云、触也。侵也。侵左伝有鐘鼓曰伐。無曰侵。）、得使重受戒。八万四千威儀戒、尽名輕、有犯得使悔過、对首悔滅。（註②）

一切菩薩戒、尽心（戒凡心故）為体。是故心亦尽（斷偷心故）、戒亦尽（心尽故）。（註③）

又云、応受有而犯者勝無不犯。名菩薩。無犯名外道。以是故、有受一分戒、名一分菩薩、乃至、二分三分四分十分、名具足戒。（註④）

妙戒教云、謗十重具足。法福菩薩曰、一生二、二生三四五、五生十、十生百、百生千、千生万。衆生造惡八万四千、戒亦八万四千。如來方便、姑説略之略。海信諦欲受持奉行、快斷偷心。（禪戒本儀云、仏告迦葉、深悟無生、得阿羅漢道、即是受具足戒。）七仏通戒、斷惡為先、斷偷為本。（註⑤）

大戒訣云（註⑥）、正伝十六条戒、略摘大乘經論之所説示而列之、（瓔珞經大衆受學品云、若一切衆生、初入三宝海、以信為本。住在仏家、以戒為本。又云、吾今為諸菩薩、結一切戒根本。所謂三受門、撰善法戒、撰衆生戒、撰律儀戒。又云与授十無尺戒。不同占察地持善戒瑜伽等之采声聞律儀之旨也。彼則、以明漸修共小之菩薩戒故。此則以明直往不共小之菩薩戒故、通（從国王大臣至畜生乃至變化人也）、別（菩薩僧也）、開（殺戒一切有命者不得故殺）、遮（而反自恣心快意殺生者、是菩薩波羅夷罪。戒々皆然也）。亦不可概説。

又云涅槃經、於乘緩者、乃名為緩、於戒緩者、不名為緩。菩薩摩訶薩、於此大乘、心不懈怠、是名奉戒。為護正法。（訳云）涅槃、不懈慢大乘、名為奉戒。

地持經云、有二因縁、捨菩薩戒律儀。一者捨無上菩提。二者起增上煩惱犯。今審之捨無上菩提願則、三聚俱

廢《怠也》。如有犯十重則、但撰律儀之犯、而非干撰善撰生。況如中《犯後悔》下《如熊谷》犯則、懺之得本戒。上犯亦許重受《初中後惡》。苟有菩提行願者、豈可不更受而止哉。然則、其所本基則、唯在無上菩提大願耳。是故大般若專說無上菩提相應之心、以為持淨戒、而不強論區々小戒也《小乘持戒即如大乘之破戒。菩薩戒經云、殺私欲官人救万民等也》(註⑦)。

大般若云、當知雖復出家持戒、而無菩提行願者、名為犯戒。雖居家恣五欲、亦有菩提行願者、不名為犯戒。

(註⑧)

楞嚴云、姪心不除、塵不可出。縱有多智禪定現前。如不斷姪、必落魔道。

又云、我滅度後、末法之中、多此鬼神、熾盛世間、自言食肉、得菩提路、汝等當知、是食肉人、縱得心開、似三摩地、皆大羅刹、報終必沈生死海、非仏弟子。

隨聞記、有人問云ク、破戒ニシテ虚ク人天ノ供養ヲ受ケ、無道心ニシテ、徒ニ如来ノ福分ヲ費ヤサンヨリ、在家人ニ随フテ、在家ノ事ヲ作テ、命ナカラヘテ、能ク修道セシコト如何ン。答テ云ク、誰カ云ヒシ破戒無道心ナレト。只強テ道心ヲ発シ仏法ヲ行スヘキナリ。イカニ況ヤ、持戒破戒ヲ論セス、初心後心ヲ分カタス、齊シク如来ノ福分ヲ与フトハ見ヘタレトモ、破戒ナラハ還俗スヘシ、無道心ナラハ修行セサレトハ見ヘス。誰人カ初メヨ

リ道心アル。只カクノ如ク発シ難キヲ発シ、行シ難キヲ行スレハ、自然ニ増進スルナリ。人人ミナ仏性アリ。徒ツラニ卑下スル事ナカレ。(註⑨)

景德伝灯云、釈元珪、卜廬于岳。岳神乞戒。師即為秉爐正机曰、付汝五戒、汝能奉持即嚮曰能、不能即曰否。神曰、洗耳傾聽、虚空納教《無心貌》。珪曰、汝能不姪乎。神曰、亦娶也。曰非謂此也。謂無羅欲(邪姪)也

《羅籠貌》。神曰、能。汝能不盜乎。神曰、何乏我也、焉有盜取哉。曰、非謂此也。謂饗而福姪不供而禍善也。神曰、能。曰、汝能不殺乎。神曰、政柄在躬、焉曰不殺。

曰、非謂此也。謂有濫混疑也。神曰、能。曰、汝能不妄乎。神曰、我本正直、焉有妄。曰、非謂此也。謂先後不合天心也。神曰、能。曰、汝能不遭酒敗乎《破之害

之》。神曰、力能。珪曰、如是為仏戒也云々。(註⑩)

面本云、菩薩戒ハ、心地無相戒ナレハ、一心錯ハ破戒トナル。(註⑪)

(宋文帝謂求那跋摩三藏曰、孤愧身徇国事。雖欲齋戒不殺、安得如法也。跋摩曰、帝王与匹夫所修当異。帝王者、但宜其出言発令使人神和悦。人神和悦則風雨順。風雨順則万物遂其所生也。以此持齋、齋亦至矣。以此不殺德亦大矣。何必輟半日之殮。全一禽之命而後、為之修善乎。帝無

几称之曰、俗迷遠理《謂悦人神》、僧滯近教《謂今持犯》。若公之言、真天下之達道。可以論天人之際矣。帝、又嘗謂

其臣尚之曰、適見顔延之宗炳之着論、發明仏教甚為名理。并是開獎人意。若使率土之浜、皆感其化。朕則垂拱坐致太平矣。夫復何事《本作史》有之。尚之進曰、夫、百家之郷十人持五戒、即十人淳謹。千室之邑百人修十善。百人和睦。持此風教以周寰区、編戶億千百万矣。夫能行一善則去一惡、去一惡則息一刑。一刑息於家。万刑息於国。則、陛下之言坐致太平是也。文帝南宋創業之賢君也。知權能納善言、可謂得持戒之大本矣。右、加州法円寺巨海和尚、答大守問。禪戒普說出之。（註⑫）

（註①）『略弁』に、「次有」なし。

（註②）この引用、『略弁』に無し。

（註③）『略弁』に、「又云」は『璽珞経云』、「得使重受戒」は「得重使受戒」、「悔滅」は「懺滅」、「心尽故」は無し。

頭註《一切菩薩凡聖戒、尽心為體。是故、心亦尽戒亦尽。心無尽故戒亦無尽。六道衆生受得戒、但解語得戒不_レ失》あり。

（註④）『略弁』に「心受有而犯有勝無不犯。名菩薩。無犯名外道。以是故」なし。『璽珞経』は、『大戒訣』の第六と第九に引用あり。

（註⑤）「妙戒教」は、無我省吾（一三二〇〜一三八一）の述『一心妙戒教』。版本十四帖右に有り、「具足」は「具足戒」、「七仏通戒、断惡為先、断偷為本。古仏今仏、其致一也。」となる。

『略弁』に、「云」と割註「禪戒本儀云、仏告迦葉、深悟無生、得阿羅漢道、則是受具足戒」と、無し。

（註⑥）『略弁』に、「大戒訣」以下、この段落での説示なし。

『大戒訣』第五・第六・第八・第九の各所に引用あり。

（註⑦）テキストの指示にて、『大正』第三十卷九一三頁中二行より、下線部を補足。『大戒訣』第八では「捨菩薩律儀戒」とある。

また「捨無上菩提」に書き込み《被身離律故不对戒而戒故捨而非捨非持非犯故名真受戒》あり。

（註⑧）書き込み《秀云、主撰衆生故、在家而成行願。若又制不姪則行無慈。結波羅夷恣欲不免輪沈。故無慈行也》あり。『大戒訣』第八に有る。「秀云」は、おそらく幽蘭師。

次の「楞嚴云」は、『禪戒鈔』第二戒に「偷心不除、」と有る。

（註⑨）春秋社本『道元禪師全集』第七卷七七頁。

（註⑩）『景德伝灯録』（『大正』五十一卷二三三頁中二十二行）に相当するのだが、この『弁解』は、むしろ『宋高僧伝』第十九釈元珪章（『大正』五十卷八二八頁C十四行）に、ほぼ一致する文面である。『禪戒本義』にも同じく引用されるが、『景德伝灯録』からのものである。

（註⑪）「面本云」以下、『説戒』に有り。

（註⑫）この書き込みは、文末の傍線部分にあるように、加賀藩主前田氏の受戒において示された説戒で、『巨海禪師戒説』（『統曹全』「禪戒」二〇五頁a、b）に見られる。『統曹全』とは、わずかに語句の相違が見られる。

「巨海和尚」は、総寧寺十三世でもあった巨海良達（一五九九）。

○不殺生戒、生命不殺（註①） 仏種增長（註②）、可統仏慧

命、莫殺生命。(註③)

紫苑遺編云、衆生本有仏性、即菩薩戒体也、(註④)

文、ソノ体殺サレサルカユエニ、金剛宝戒トイフ。コレ色ニアラス、心ニ非ス、有ニ非ス、無ニ非ス、因果ノ法ニ非サルカ故ニ、須菩提、深ク此義趣ヲ解シテ、涕淚悲泣シテ、而モ仏ニ白シテ言ク、希有ナリ、世尊、仏ハカクノコトク、甚深ノ經典ヲ説玉フ。若マタ人アリテコノ経ヲ聞コトヲ得ハ、信心清淨ニシテスナハチ実相ヲ生セント。(註⑤)

カクノ如ク慧命ヲ相續シ、仏種ヲ増長スルガ故ニ、諸仏ノ本源、行菩薩道ノ根本ナリ。シカルヲ殺ハ、仏種ヲ断絶スルノミニアラズ(註⑥)、我本体ヲ殺スナリ(註⑦)。地水火風ハ(註⑧)、コレ我先身、一切ノ男子ハ、コレ我父、一切ノ女人ハコレ我母(註⑨)、我レ生々コレニ從テ、生ヲウケストイフコトナキカユエニ(註⑩)、六道ノ衆生ハ、ミナコレ我父母ナリ(註⑪)。地水火風ハコレ我本体(註⑫)、ココヲモテノ故ニ、放生ノ業ヲ行ヘシ(註⑬)。シカルヲ、反テ自ラ恣ナル、心快キ意ヲ以テ(註⑭)、殺生スルハ(註⑮)、永ク此因縁法業ニ繫テ、出期アルコトナシ。ソレ殺心ヲ因トナシ、刀杖ヲ縁トナシ、造作ヲ法トナシ、正殺ヲ業トナス。己ニ慈悲孝順ヲ断スルカ故ニ(註⑯)、正シク波羅夷ヲ結ス。名義集ニ、波羅夷此云他勝処。持是自、犯是他、犯罪他、勝持自。

翻刻・校注『永平教授戒文辨解』(本多)

故、僧祇ニ、義当極惡、三意釈之(註⑰)。一者道果無分、二者不共住、三者死墮落阿鼻地獄、四分ニ譬如断人頭、不可復起、若犯此法、不復成比丘。故阿鼻業、尽九百二十一億六千十歳(註⑱)。又入焰熱地獄、尽一千六百年、得人身、多病短命也(註⑲)。

(註①) 書き込み《円覚云一切諸法真如相無男女相無自他相無犯無持》あり。

(註②) 書き込み《草木国土悉皆成仏》あり。

(註③) 書き込み《達祖戒文云、自性靈明於常住法中不生断滅見名為不殺生戒》あり。

(註④) 「紫苑遺編」は、「略弁」にも「紫苑遺編」とされるが、「芝苑遺編」を誤ったものと思われる。この引用は、卷中「授大乘菩薩戒儀」に見られる(『正統藏』一〇五冊五三七頁中、『大日本統藏經』五九卷六三二頁上)。

(註⑤) 「略弁」に、「因果ノ法ニ非サルカ故ニ」は無く、「須菩提」以下は漢文で記載されている。

(註⑥) 「略弁」に、「本源」は「本原」、「シカルヲ」は「シカレバ」。

(註⑦) 書き込み《草木国土仏種增長若起自他見断絶之泥殺我本体也》あり。

(註⑧) 書き込み《衆生本有仏性也》あり。

(註⑨) 書き込み《四大性自復如子得其母。法身種性、生肉身時仮四大受生以此故行放生業。非當是爾。放資生贊復後福宝。亦可知矣、尤捨世財於法時得菩提明矣。》あり。

(註⑩) 書き込み《明恵上人ノ歌ニ、山鳥ノホロホロトナク声

キケハ父ソカシ母ソカシ》あり。

これは、『玉葉和歌集』十九「釈教」二六一四に行基菩薩の「山鳥ノホロホロトナクコエキケバチチカトゾオモフ母カトゾオモフ」、道元禪師の和歌に「六ノ道遠近マヨウフトモカラハ我父ソカシ我母ソカシ」が有り、明恵上人には歌集に「父母ト思ヒナゾラフシルシニヤ山ノ鳥マデナレムツブラム」と有る（岩波文庫『明恵上人集』三七頁）。これらが混同しての傍註と思われる。

〔註⑩〕 書き込み《断之時、非滅我命喪我兒孫之理必然也。育之時反而如今蟹報女、如犬寺、病雀窮龜、皆然也》あり。

〔蟹報女〕は註⑬、「犬寺」は註⑪を参照。書き込みあり。

《沙石ニ、寒山拾得カ、俗人ノ酒肉ヲ食ヲ見テ云ク、彼カ先世ノ親カ、痴愛ノユヘニ魚トナルヲ知ラスニ食、ト云ヘリ。

縹門宝鏡録云、モロコシノ李生カ母、絹一疋ノ償ニ猪ト作テ李生ニ飼ル。知ラス、ソノ子ヲ取テ李生カ食コト、ヲラシ。

又、沙石ニ、山寺ノ犬、子五ツ生リ、一子ヲ悪ム。人、母犬ヲ悪テ打ケレハ、ソノ夜、夢ニ、前生不孝ノ子ナリ、ユヘニ乳ヲ飲セヌ。今日、大ニ悪ヲウク。明日ハ彼カ前生ニセツシオキシヲイカ来テ、彼ノ伯父ハ我ヲハククミ侍シ恩ヲ報ヒ申ントテイタキサリス。》

『沙石集』は巻第九の第十説話と巻第七の第九説話、日本古典文学大系では三八七頁と三〇四頁にある。『縹門宝鏡録』は第一巻「偷盜業報」に、『法苑珠

林』第五十七巻「債負篇」から引用する（『大正』第五十三巻七二一頁a）。また、「李生」ではなく「耿伏生」。

〔註⑫〕 書き込み《久遠モ今時モ四大ヲ仮テ生ヲ受カ故ニ、古今世ノ四大、生ナリ本体ナリ、故ニ放生ノ業ヲ修レハ、寿ヲ増シ福ヲ生コト必然ナリ。ユヘニ地モ強ク陥ヘカラス。水モ忽カセニスルコトナカレ。心火ヲ放肆スルコトナカレ。風儀モ如法ナルヘシ。》あり。幽蘭師の言か。

〔註⑬〕 『略弁』に、「業」は「行」。次の書き込みあり。

《山城久世ニ慈善人一女アリ。七才ニシテ普門品ヲ誦ス。一日、人ノ、蟹ヲトルヲ見テ枯魚ニ代テ河中ニ放ツ。父、蛇ノ蟻ヲ含ヲ見テ、不意ニシテ云、蟻ヲ捨ハ、我カ婿セン。蟻ヲ吐テ去。父婦テ悔テ食セス。婦及女問フ。父、実ノ如ク告グ。其夜、冠人、門ヲ叩ク。女云、三日ヲ待テ来ト。父、女語ノ如ス。女、父ニ告ニ、室ヲ作テ入ル。三日ノ後、冠人来テ大ニ忿テ、本形数丈ニシテ室ヲ纏テ尾ヲモテ叩。父母大恐、叩声半夜、終ニ息。悲鳴ノ声アリテ又止。明朝、父コレヲ見ニ、蟹百万手足離散ス。大蛇、通身瘡ヲ被リテ同死ス。女、室ヲ開テ出云ク、蟹大小百万、蛇ト戦。声ヲ聞テ、通夜、普門品ヲ誦ス。尺余ノ大土告玉ク、我、汝ヲ擁護スト。父、大悦テ土ヲ穿テ衆蟹及大蛇ヲ埋テ、其上ニ寺ヲ立テ、蟹満寺トイフ。》（『本朝法華験記』下第一二三。『元亨釈書』巻第二八、志二、佛像志。『日本靈異記』中巻第八及び第十二。）

〔註⑭〕 書き込み《上犯》あり。

〔註⑮〕 書き込み《殺盜邪等ハ性戒トテ仏出世ノ先ヨリ玉制、

免シカタキ生ナカラ持タネハナラヌヲ性戒トウイフ、マ
タ酷愷等ハ、遮戒ナリ。あり。幽蘭師の言か。

(註16) 『略弁』に、「已ニ」無し。

書き込み《梵網云、若仏子不得以嗔報嗔以打報打、若
弑父母兄弟六親、不得加報殺生報生不順孝道。(第二十
一輕戒)》あり。

(註17) 書き込み《自他勝》あり。

(註18) 書き込み《上犯罪ハ地獄ノ業》あり。『略弁』に解説
あり。

(註19) 書き込み《中下犯》あり。

○不偷盜戒、心境如々、解脱門開。(註1)

此戒文、世間多、盜姪互ニ違ス。今文経豪ノ正本ニヨル

(註2)。

禪戒鈔云、一鍼ヲ盜マントスレハ、三界動揺シ、一艸ヲ盜
マントスレハ諸法動揺ス。

文、法々曾テカクサス、根境本ト明々タリ。コノユエニ、
梵網ニ、菩薩常助一切人、生福生樂、而反更盜人財物、又
云、鬼神ト有主ト劫賊トノ物ヲヤ(註3)。

元ヨリ仏子
ハ、心、法ニオイテ、マサニ住スル所ナフシテ慈悲孝順
ヲ施スヘシ。

(禪戒篇) 豈不与取乎。是有四種、一劫取。謂以強力
欺奪。二嚇取(嚇音赫、以口距人謂嚇、又怒也)。謂拳事
令怖而取。三偷取、謂避主私竊。四不与取、謂物主不

翻刻・校注『永平教授戒文辨解』(本多)

与、而方便取。或謂灼然対面不与取曰劫。潜匿不与取曰
盜(傳負等、▲不与取之理也)。然有与取而盜。如人錯數
剩与。自知默受、或不与取非盜。律言、親友想贖用等。
猶有子細。如註家説。凡非理、損壞他財名盜。僧家常所
誤、特有三宝互用。(註4) 私情偏黨。非理分物。動滅他
分。増己有。

律曰、賊奪物、自未作捨心。彼未作得想。還奪不犯。

文、縦為賊被劫奪、以之諭彼、発入道心。如僞梵盜
提、隋之僧道明、穀一粒柴一束、可恐怖。其余当準知
之。(註5)

(註1) 書き込み《▲云、自性靈妙於不可得法中、不生可得念
名不偷盜戒》あり。

▲は、不殺生戒を前例と見て、「違祖戒文」を意味す
る語であらう。

(註2) 『略弁』に、「此戒文」の前に「能所共ニ空無我性ニシ
テ解脱ナリ。」とある。『略弁』に、「戒」なし、「間」は
「本」。

(註3) 『略弁』に、「ユエ」は「故」、「物ヲヤ」は、「物」、一
切財物一針一草不得故盜。」となる。これは、『弁解』の
書き込み《況復、鬼神有主劫賊物一切財物一針一草不得
故盜。神物ハ鬪ヲ窺ヒ許アラハ取受ヘシ。有主ハ無主ニ
対シテ説クユヘニ、無主ナラハ罪ナシ。境ノ論場ヤ、空
地ノ竹木、荒田ノ野菜ハ告処ナキユヘニ、取テ罪ナシ。
有主ナラハ犯スヘカラス。劫賊ハ末ノ説示アルカ如
シ。》の傍線部分であらう。

〔註④〕『略弁』に、この「禪戒篇」からの引用、無し。

「特」は、『禅学大系』では「状」。書き込み《タトイ損シテ不用ノ物トイヘトモ仏物法物ヲ僧物ト作ハ互用ナリ。僧物ハ一衆和合ノ上ハ仏物法物ト作コト不苦。仏ト法トハ和合ノキナシ。》あり。

〔註⑤〕「律曰」云々「文」云々は、『略弁』に「又云、常助一切人、生福生業、而反更盗人財物者、是菩薩波羅夷罪。僧梵波提ハ一粒ノ穀ヲ盗テ、牛同ノ報ヲ受ク。隋ノ僧道明ハ、寺ノ柴一束貸テ、忽セニセル罪ヨリ、足執ノ業ヲ受。恐怖シツベシ。」とされる。

頭注あり、《発入道心》京ノ清水ノ法師、施物ヲ持、夜帰、河原ニ盗賊トモ待テ取。此僧思ケルハ、信施物、三宝ニ利益セント思ニ、押取テ罪業重、惡道ニ入コト哀ニ覺テ、声ヲ打アケテ、何電光朝露ノ身ニ阿僧祇劫ノ苦因ヲ造トハ、ト兩三返イイカケレハ、心ハシレネトモ、何トナク貴ク覺テ、盗賊トモ、身ノ毛モヨタチテイハク、コレホトノ難ニアヒテ何コトヲノ給ソト申。此僧、元ヨリイミジキ弁舌ナレハ、生死無常ノ道理ヨリ、一生ハ夢幻空華ノ如ク電光朝露ノ身ニ苦程ノ因果ヲ、泣ク泣ク示玉ヘハ、盗賊モ袖ヲシホリテ去リス。次ノ夜、コノ房ニ来テ申ハ、夜部ノ強盗、入道ニナリテ參ト申テ惡黨共アマタ參モ、憚トテ、髻ト彼施物ヲ持来ルトナン。》〔沙石集〕卷第六、第十説話。日本古典文学大系では二七一頁。

○不貪姪戒、三輪清淨（註①）、無所希望、諸仏同道者也。

（註②）

大般若經云、三輪清淨、一者不執我能持戒、二者不著所護有情、三者不著戒及戒果。是為菩薩摩訶薩、受持戒時、三輪清淨。（註③）

又云、以何回向、何処回向（註④）。三輪清淨、無所希望（註⑤）。持此善根、与諸有情、平等共、有回向無上正等菩提。

文、ココロミニ、無上菩提ヲ諦得シテ看ヨ。何ヲ以カ回向シ、何処ニカ回向ス。希望愛著ノ計念モ、皆是無所住ナルカ故ニ、何ヲ以テカコレ男コレ女ト分別スルヤ。（註⑥）

淨諸業障經曰、無垢光比丘持鉢入城、遇姪女呪術。因共行欲、婦以自責投仏、仏問汝有心耶。曰、我無心也。仏云、汝既無心、云何言犯。（註⑦）

（梵網）而自姪教人姪、乃至非道行姪。又云、不拈畜生乃至母女姉妹六親行姪。（註⑧）

（字書）水偏姪、是為過咎。過也。溢也。女偏姪、是為邪私。私逸也縱也。凡、情滯色欲、名姪色姪荒。五子歌、内作色荒、外作禽荒。註迷乱曰荒（註⑨）。（禪戒篇曰）約吾教則、名非梵行（梵此云清淨、正言寂靜、生愛汚心故、言非梵行。在家制邪（註⑩）、而不制止。若如法王心地之戒、不問道俗（故有不拈畜生乃至母女姉妹六親行姪、非出家戒）、一切皆制。断根本無明故。（註⑪）

法華云、諸苦所因、貪欲為本、若滅貪欲、無所依止。

南山云、四百四種之病、為宿食根本。三途八難之苦、為女人根本。

宝積經云(註⑫)、女人地獄使、能斷仏種子。外面似菩薩、内心如夜叉。又云、天中大繫縛、無過於女色。女人縛諸天、將至三惡道。

正法念經云(註⑬)、姪比丘尼及童子(註⑭)、一切惡業、受苦相也。又云、画婦女、眼尚不欲觀。

涅槃經云、見女人時、嘲調言語、戲笑成姪欲法。毀破淨戒。

七仏経云、護僧伽藍、有十八神。寺既有神護。不得惰怠。恐招現報。

見聞録云(註⑮)、高明寺靈影、素不持戒。乃至、一夜、夢閔帝截其首。次日即嘔血、不已重病。數日而死。大都貪姪、自無慈起故、為波羅夷。

(註①) 書き込み《是男是女与分別三也》あり。

(註②) 書き込み《自性靈妙於無着法中、不生愛着念名不貪姪》あり。

(註③) 『略弁』に、傍線部分なし。『禪戒鈔』に有り。

(註④) 『略弁』に、「又云」なし。書き込み《何処ニ何心ヲ以テ何法ヲカ回向ス》あり。『禪戒鈔』に有り。

(註⑤) 書き込み《物処心》あり。『禪戒鈔』に有り。

(註⑥) 『略弁』に、「ココロミニ」は「ココロヲ以て」、「以カ」は「以テカ」。

(註⑦) 『略弁』に、「云」は「曰」、「言」なし。

(註⑧) 『略弁』に、「梵網」以下は、「法華云」の後に略述。『禪戒篇』第三戒の取意。

(註⑨) 『略弁』に、「字書」以下、無し。『禪戒篇』からの引用。

「五子歌」は、「書経」「五子之歌」で、「内作色荒、外作禽荒。」は、家中で淫行に、野外では狩獵に耽ること。

(註⑩) 書き込み《邪姪者三過、一傍人輕之吾亦常苦、二偕老同死之友如怨▲、三伺他色者必損身命因之陷其身》あり。

(註⑪) 『略弁』に、「不問道俗(故有不釈畜生乃至母女姉妹六親行姪、非出家戒。)」について、取りまとめた記述あり。

書き込み《面師云、専在家ノ菩薩ニ制セラル。經文ニモ母女姉妹六親トアリ、亦一切女人不得故姪トアルユヘニ、在家モ授戒ノ人ハ一切断姪ト云註釈モアレトモ、一切女人ノ四字、正クアタル言ニテアレトモ、本妻ヲモ断セヨトノ文勢モ見ヘス。タタ羅欲ノコトヲサスナリ。帝釈始妻子アレハ、人天ノ果ハ碍ヘコトナリ。正姪モ出離ニハ障リトナル。邪姪ハ三惡道ノ大罪ナリ。非時ハ妻ガ八齋戒ナト持日。非処ハ仏寺伽藍所等ノコトナリ。》あり『說戒』。この傍線部分は、『略弁』にも記述あり。

(註⑫) 『略弁』に、「宝積経」以下、また次の「正法念経」「涅槃経」の記述、無し。これら、「禪戒鈔」に有り。

(註⑬) 書き込み《此章、出家ノ為ニ挙グ。在家ニ無用。》あり。

(註⑭) 書き込み《戒経ニ、非道ニ姪ヲ行トイフ。》あり。

（註⑮）『略弁』に、「見聞録云」以下、無し。頭注に、《諸經要集ニ、雜寶藏經ニ》とあり、以下、解説不能。

○不妄語戒、法輪本転、無剩無欠、甘露一潤、得真得実。

（註①）

法華云、十方仏土中、唯一乘法、無二亦無三。タタ此法界、真如實際ナルカ故ニ、法輪本転、無剩無欠、カクノ如ク承当スルヲ、甘露一潤、得真得実トイフ。

（梵網）而不見言見、見言不見、身心妄語。（註②）

大論云、所謂妄語者、不淨心欲誑他、覆隱実出異語、四種口業中（妄綺惡阿）（註③）、最重故、但戒妄語、実先欺自、又能欺他。此中具有四過。（註④）

十地經云、離於妄語、常作実語諦語時語。是菩薩、夢中不起覆見妄見、無心欲作誑他語。何況妄語。又離於兩舌、無破壞心、不恐怖心、不惱乱心。此聞不向彼說、此壞故、彼聞不向此語、彼壞故、不破同意者、若実不実、不令人別離。又離於惡口所有語言、謂侵惱語麁獷語、苦他語、令他瞋恨、鄙惡語、不愛語等、諸有惡語、皆悉捨離、所有語言、義妙悅耳、謂潤益語、軟語、順理語等。一切愛敬語、常樂說之。又離於綺語、常善思語、法語、毘尼語、道語、籌量語等、是菩薩戲笑。尚不綺語（經中、明二地菩薩、離四口過）。（註⑤）

禪戒篇云（註⑥）、身妄語者、無過人法、居其位、心妄語

者、如布薩說戒時、默現清淨等也。

持地經云、依不実語、使人受苦、故墮地獄、欺妄乖人誠信故、受畜生報、欺貪人財故為餓鬼。（註⑦）

文、戲笑不妄語、於正信人、故可起一切衆生、邪語邪見

耶。（註⑧）

（註①）『略弁』に、「得真得実」は「得実得真也」と。書き込み《自性靈妙於不可說法中、不説一字名為不妄語戒》あり。

（註②）『略弁』に、この文なし。書き込み《不見言見トイフ位ノコトハ、小妄語トイフ。大妄語トテ、亡者カ来血脈ヲウケタノ、鬼神カ来テ法ヲ聞タノトイフテ、人ニ信仰サセルヲ大妄語トテ、無間ノ業ナリ。身妄語トイフハ、上ノ様ナルコトノアツタト人ノ思ヤウニ、ナリフリニテアラハスナリ。心妄語トハ、因果修証ノ道ニ暗コトハ心ニ知ナカラ知タヤウニイフライヘトモ、心妄語ハ輕戒ナリ。身妄語ハ波羅夷トナル》あり。

（註③）書き込み《欺誑雜垢語》あり。「大論」（『大智度論』）以下「十地經」の引用まで、「禪戒篇」に有り。

（註④）『略弁』に、「又能欺他。此中具有四過。」は「又欺他。」

（註⑤）『略弁』に、この「十經地」の引用中、傍線部分なし。

（註⑥）『略弁』に、この引用なし。（『説戒』）

（註⑦）『禪戒鈔』に有り。

（註⑧）『略弁』に、この文なし。頭注《金剛經云、如来是真語者実語者如語者不誑語者不異語者》《正道人ハ、仮ニ

モ妄語セス。前後不合言語、実人ニ慚愧スヘシ。あり。

ソレ顛倒言、戒酒ニ於至レリ尽セリ。(註⑦)

○不酤酒戒、未将来、莫教侵、正是大明也。(註①)

假令将来、他亦不受、洞山下僧、九十六転語而、初契師

意。他亦不受ナラハ、一切衆生、明達之慧ヲ生スルカ故ニ、

侵サシムルコトナク、マサニコレ大明ナリ。(註②)

梵網ニ云、戒如大明灯、能消長夜闇、戒如明日月、亦如璣

珞珠、微塵菩薩衆、由是成正覚。アニ顛倒ノ心ヲ生センヤ。

(註③)

(禅戒鈔) 嫡嫡相承家不酤酒。

文、酤モノハ起罪ノモト、顛倒ノ基ナリ。

(禅戒篇) 其割傷良善、朋結惡醜、縦恣色禽、廢失礼義、昏愚頻好、聖賢皆惡禹拜昌言惡旨酒。

受授戒者、妙戒教云、飲可飲、不飲於不可飲。断諸不可故、不至醉、不発狂。取諸可故、礼祭賀慶之外、不近樽爵。此為不酒。但僧尼、单制不飲。(註④)

善惡所起経、飲酒説三十六過失。

十誦律云、迦葉仏時、一人優婆塞、飲酒破五戒。(註⑤)

諸経要集云、諸戒亦有因由如律蔵、長老沙伽陀、能降惡

竜、酔倒不覚。仏行次見之問阿難、是誰耶。答曰、降竜長

老、沙伽陀。仏言、蝦蟇尚不能降、争奈竜耶。仏歎曰、聖人

飲酒尚有此失、況凡夫矣。(註⑥)

(註①) 書き込み《自性靈妙於本来清浄法中、不生無明名為不飲酒》あり。

(註②) 『略弁』に、「假令将来」の前に、「不求真不断妄、了知ニ法空無相、コノ戒ナリ。」あり。「洞山下僧、九十六転語而、初契師意。他亦不受ナラハ、」なし、「大明」は「大光明」。「禅戒本儀」に有り。

(註③) 『略弁』に、「能消長夜闇」「アニ顛倒ノ心ヲ生センヤ」なし。

(註④) 『略弁』に、「禹拜昌言惡旨酒」と「受授戒者」と、無し。

(註⑤) 『略弁』に、「妙戒教」は、版本十四帖右。ただし、「受授戒者」は「受持戒者」、また文末に「総乱正戒者皆是偷心所変邪魔種族」と有る。

次の「善惡所起経」は、「禅戒鈔」に有り。

(註⑥) 『略弁』に、この引用なし。

(註⑦) 『略弁』に、傍線部分なし。

(註⑧) 『略弁』に、この引用なし。

(註⑨) 『略弁』に、この引用なし。

○不説四衆罪過(世本、作不説過。是又依経豪本)、於仏法中、

同道同法、同証同行也。莫教説過、莫令乱道。(註①)

肇法師云、会万物為己者、其唯至人乎。

シカラハスナハチ、同道同法同証同行ナリ。何ヲ以カ説過シ、何ヲ以カ乱道ス。ワスカニ異見ヲ生シ、異語ヲ説話セハ、憎愛コレヨリ起リ、冤親ココヲ本トス。

コノ故ニ、(梵網)菩薩、聞外道惡人、説仏法中非法非律、常生慈心、教化是惡人輩、令生大乘善信。況口自説出家在家菩薩(註②)、比丘比丘尼罪過(註③)、教人説。

禪戒篇云、凡居不足地人、誰無過失。宜為三宝住持、自他相敬憐他非、事愛語利行。

法華云、不称名讚歎其美。(註④)

梵網疏云、説法次、而論過、或教誡門人、不作説過意不犯、又説和尚(此云依学)、阿闍梨(此云軌範師)、住持、伝法人過失、以滅衆生信心故、重罪。又対国王大臣、説僧過、則令彼捨信破壞三宝。(註⑤)

(禪戒篇)如何以異心、説他過失、止々不須説、我法妙難思、汝法妙難思、若何令説過。(註⑥)

(註①) 書き込み《自性靈妙於無過患法中、不説過罪名為不説

四衆罪過》あり。

(註②) 書き込み《同法中ノ非法ヲ誤テ同法ニ教誡スルハ罪ニアラス》あり。

(註③) 書き込み《比丘比丘尼トハ声聞戒ノ人、或ハ又共小等ノ人ライフ》あり。

(註④) 「法華云」以下、『禪戒鈔』に有り。

(註⑤) 『禪戒鈔』に有り。『略弁』に、傍線部分なし。
(註⑥) 『略弁』に、「汝法妙難思」なし。

○不自讚毀他(異本見作不讚毀自他、今依經豪本、梵網亦尔也。)、乃(字兼往也) 仏乃祖証尽空証大地、或現大身証虛空中(世本多、作空無内外)、或現法身地無寸土。(註①)

華嚴偈云、若人欲了知、三世一切仏、応觀法界性、一切唯心造。

文、心ハコレ法界ノ性ナルカ故ニ、此心ヲ發明スルヲ、尽空ヲ証シ大地ヲ証ストイフ。尽空ヲ証スレハ、スナハチ大身ヲ現シ、大地ヲ証スレハ、スナハチ地ニ寸土ナシ。仏祖ハ此心ヲ悟リ、凡夫ハ此心ニ迷フ。故ニ自讚毀他シ、マタ人ヲ教テモ、自讚毀他セシメン。徳ナフシテ、自ラ拳ヲ讚トナシ、過ニ越テ、他ヲ辱ムルヲ、毀トナス。然ハ則、自ノ善根ヲ損シ、他ノ信根ヲ壞スル。仏祖ハ慈悲ヲ以テ、願ト為カ故ニ、(註②)

(梵網)代一切衆生、受加毀辱、惡事向自己、好事与他人。若自揚己徳、隱他人好事、令他人受毀。(註③)
纂靈記云、地獄心造。了心造仏、地獄自空耳。故知、若觀此心、言下離苦、不唯破地獄界。乃至、十方界一時破。以入真空一際法(註④)。

(註①) 書き込み《自性靈妙於平等法中、不説自他名爲不自讚毀他戒。》あり。

(註②) 『略弁』に、「セシメン」は「セシム」、文末に「波羅夷ヲ結ス。」と。

(註③) 『略弁』に、この引用なし。『禪戒本儀』に有り。

(註④) 『略弁』に、この引用なし。『禪戒本儀』に有り。
書き込み、一文解説不能、他に、《不對縁而照時、法界照●●地。不触右又而知時知●々耳現成也。》あり。

○不慳法財戒、一句一偈万象百草（異本、作万功万徳）、也一法一証、諸仏諸祖也。從來不曾慳也。(註①)

華嚴云、一色一香、無非中道、草木国土、悉皆成仏。カクノコトク不慳法財ヲ心得トキ、一心コレ三界ナリ、三界コレ一心ナルカ故ニ、心、法ニ住シテ、布施ヲ行スルコトヲ得テ、身肉手足、頭目髓腦ヲモ施ス。シカルニミツカラ慳ミ、人ヲ教テモ慳シメンヤ。仏子ハ、欲ヲ離ヲ入法ノ基トナス。

大論云、檀為積善福德之門、檀為善行受果之種。ユエニ四撰法ノ始ニ、布施ヲ行シ、六度ノ始ニ、檀波羅蜜アリ。(註②)

華嚴十行品云(註③)、此菩薩為大施主、悉能捨離一切諸有、等心惠施一切衆生、施已無悔、不望果報(註④)、不求名譽、不求生勝処、不求利養。

(禪戒篇) 是則仏子本行、而所以立吾道、盛吾業、終吾事《法界檀度之全業也。行無住相布施故言如來阿耨多羅三藐三

菩提》。

(梵網) 而菩薩、不施一錢一針一艸、不説一句一偈一微塵許法、反罵辱者、結波羅夷。(註⑤)

分別業報經云、常樂修布施、不修智慧、所生得大財。愚暗無智見、慧施二俱修、所生具財智。二俱不修者、長夜処貧暗。(註⑥)

法句經云、摩訶盧比丘、迦葉仏時、三藏沙門多智博覽、而惜法為人説。依此報、牟尼時、成大鈍根沙門。

(註⑦)

大論云、迦葉仏時、兄弟二人出家。兄持戒坐禪不行布施。今釈迦法中、得六神通羅漢、以不行布施。乞食不得、雖值仏常飢渴。弟不持戒、不坐禪、值釈迦、而生王象。修布施故、飲食豐足。

文、出曜經ノ意ヲ援テ云ク(註⑧)、仏在世、舍衛國ニ長者アリ、難陀ト云フ。大福ニシテ、財宝限量アルコトナシ。マサニ富豪ニ処ストイヘトモ、信心少モアルコトナシ。慳貪嫉妬ニシテ、門閤ヲ七重ニツクリ、守門ノ者ニ命シテ曰ク、乞食非人來ルトモ、必イルコト勿レト。

庭上ニハ鉄ノ綱ヲハリ、飛鳥ノ來テ、米穀ヲクラフコトヲフセケリ。唯一子アリ。旃檀香ト云フ。難陀命終ノ時、ソノ子ニ謂テ曰ク、吾病リ必ス死ヘシ。モシ吾死テ後、財宝ヲ費シ耗コト勿レ。沙門及ヒ婆羅門ニ施スコト勿レ。此諸ノ財物、七世ニ供スルニ足リト。言畢テ命終

ス。還テ、舍衛國ノ旃陀羅ノ家ノ盲母ノ子ニ生レテ、其身モ亦、生レナカラノ盲ナリ。年八九歳ニナル時、其母杖ヒトツ、食器一ヲアタヘテ曰ク、汝モ盲也、我モ亦メクラナリ。我汝ヲ養フコト難シ。汝ミツカラ乞食シテ、一命ヲ支ヘヨト。此子、家々ヲ施テ、旃檀香カ家ニ至ルニ、守門ノ者怒テ、手ヲ以テ深キ堀ノ中ヘナケイレテ、左ノ臂ヲウチ折、頭ヲ破ル。人、是ヲ見テ、其母ニ語ル。盲母杖ニスカリ来テ、盲児ニ向テ曰ク、汝イカナル咎アリテカ此苦ミアヘル。曰ク、我サキニ旃檀香カ家ニイタリ、悪人ノ為ニ打擲セラレテ、是ノ如シト。仏コレヲ知シメシテ、阿難ニ告テ曰ク、難陀長者、慳貪ノ業因ニ依テ、イマ旃陀羅ノ家ニ生レテ、盲母ノ子ト成、其身モ亦盲人トナレリ。是ヨリ命終シテ阿鼻地獄ニ墮スヘシ。ソレ因果歴然。法モ亦然リ。道俗トモニ、深ク省覺スヘシ。

(註①) 『略弁』に、「一句一偈」は「一偈一句」、「也」は無し。書き込み《自性靈妙於真如遍法中、不生一相慳執名為不慳貪戒》あり。

(註②) 『略弁』に、「大論云、檀為積善福德之門、檀為善行受果之種」なし、「ユエ」は「是故」、「アリ」は「ナリ」。

(註③) 書き込み《法モ財モ慳テアタエヌ上ニ、怒テ呵嘖スルヲ戒ル。又、与サレトモ呵嘖セネハ輕罪ナリ。与テ呵嘖スルモ輕罪ナリ。又、法財共ニ与ル力ナキハ徳戒未

成熟セヌユヘニ、力ヲ得、施スヘシト、実ヲ言ニイハハ、輕重トモニ犯ヘナシ。又、向ノ災トナル品金銀等モ、知テ与ヘヌハ罪ナシ》とあり。

(註④) 『略弁』に、「此菩薩為大施主、悉能捨離一切諸有」なし。書き込み《金剛經云、住法布施時人如無入●見処》あり。

(註⑤) 『略弁』に、「不説」なし。以下、『略弁』に記載なし。

(註⑥) 『禪戒鈔』に有り。

(註⑦) 『禪戒本儀』に有り。

(註⑧) 業論として、誤解を招ク恐れが有る件である。「網」は「網」か？

○不順惡戒、非退非進、非実非虚、有光明雲海(註①)、有莊嚴雲海。(註②)

金剛經云、須菩提、我昔為歌利王、節々支解時、若有我相人相衆生相寿者相、心生瞋恨。

文、人我生寿ノ相ナク、進退虚実ノ相ニ非ス、能ク諸法空ニ坐シ、忍辱ノ衣ヲ搭テ、尽ク諸法善順ノ大莊嚴ヲ成シ、又身心安樂ノ法莊嚴ヲ得ル。之ヲ光明雲海、莊嚴雲海トイフ。

(註③) 梵網云、菩薩應生一切衆生善根無諍之事、常生慈悲心孝順心、而自瞋教人瞋、況前人求悔、善言懺謝、瞋不解者。文、仏子ニ非ス。(註④)

(禪戒篇) 夫於世出世中、傷善敗徳、害他辜己之事、宜戒

且忍。法王法中、以之為重障、制之以忍。(註⑤)

遺教云、忍之為德、持戒苦行、所不能及。又云、瞋恚之害、則破諸善法、壞好名聞。今世後世人不喜見。(註⑥)

文、瞋火ハ、計ラス起カ故ニ、大集經云、一念瞋恚、燒俱低(百億)劫善。

文、コノユエニ、諸惡ノ中ニハ是ヨリ過タルハナク、惡趣ノ因善滅ノ魁ケ、能ク怨ヲ結テ久ク解ス《明智弒信長是也》。教生ヲ害シテ忍行ヲ傷ル。

禪戒鈔云、先師(永祖)常ニ示シテハシキ。總シテ善ヲネカハス、惡ヲウレヒザル人ヲ教導スルハ、カヘリテオロカナル事ナリト。

文、此人ハ善ヲ以テ逆ト作スユエニ、己レ退テ、不実ナルニ他進テ実ナルヲ以テ瞋トナシ、己レ進テ取リ《修》、他退テ棄《不修》ヲ以テ瞋トナシ、吾レ進テ勞シ《親切》、人退テ休《不親》スルヲ瞋トナス。然トモ教誡ノ為ニ罵辱スルハ、罪ニ非ス。モシ錯テ、一念ノ瞋ヲ発スルトモ、第二念ニハ、早ク懺悔心ヲ生ヘシ(註⑦)。

梵網云、況於非衆生中、以惡口罵辱、加以手打、及以刀杖、意猶不息、

文、ソレ墮獄ノ業カ。

大論云、今世悔後入地獄、受苦無量。

因果經云、若生人中、常為他人求長短、又為他所惱

害。(註⑧)

五道經云、為瞋恚生醜陋。(註⑨)

輟耕錄云、杭州楊鎮一凶徒、素不孝於父母、尤凌虐其妻。有子三歲、愛惜甚至。妻常抱負。偶失手顛損其頭。泣而謂姑曰、夫婦必被毆死、不若溺水之為幸。姑曰汝第無憂、但云是我之誤、我却避小姑處、俟其瞋息而還。至晚夫婦見兒頭、徑捧妻欲殺之。妻曰非吾過也。婆擲之耳。懼汝怒、已往小姑家去。遂積之。次日持刀尋母。中途藏刀石下、却到妹家、好言誘母至石邊、忿躁罵詈、取刀殺母。竟失刀所在、唯見巨蛇介道。畏怯退縮、不覺双足陷地中。須臾即沒至膝。七竅流血、声罪自咎。母急扶抱、無計可施。走報於婦、掘地隨掘陷。啗以飲食、三日而死。觀者日數千人、莫不称快。(註⑩)

文、嘆ソレ大哉罪ヤ。天モ覆コト能ハス、地モ載スルコトヲ得ス。慎ヤソレ小事。(註⑪)

(註①) 『略弁』に、「海」は「蓋」。書き込み《即即非非カ不瞋恚ノ光明莊嚴ナリ》あり。

(註②) 『略弁』に、「海」は「蓋」。書き込み《自性靈妙於無我法中、不計実我名為不瞋恚戒》あり。

(註③) 『略弁』に、「之ヲ光明雲海、莊嚴雲海トイフ」は「コレヲ光開雲海アリ、莊嚴雲蓋アリトイフ」と。

書き込み《虚実進退ノ非非カ諸法空ノ坐、忍辱ノ衣。即即ノ安樂善順カ光明雲海莊嚴雲海ナリ。非非即即ノ山雲海月ト知ヘシ》あり。

〔註④〕『略弁』に、「梵網云」は「梵網第九云」、「瞋不解者。

文、仏子ニ非ス。」は「瞋猶不解者、是菩薩波羅夷。」

〔註⑤〕『略弁』に、この引用なし。

〔註⑥〕『略弁』に、「忍之為徳、持戒苦行、所不能及。又云」なし。次の「文、」以下、『略弁』に記載なし。

〔註⑦〕書き込み《当午和尚ノ戒本云、起モ居モ忍ヒ難トキハ早く三帰ヲ唱フヘシ。三タヒ唱ハ忍辱心カ起ソヨ。》あり。

〔註⑧〕『禪戒鈔』『禪戒本儀』に有り。

〔註⑨〕『禪戒本儀』に有り。

〔註⑩〕『禪戒鈔』に有り。

〔註⑪〕頭注に《面師云、瞋ハ憎恚ノ名トテ我カ所存ニ背テ機ニ合スニ瞋ルヲイフ。常ノ忿憤ハ重罪ヲ結セス。經ニ、以惡口罵辱加以手打及以刀杖ストモ、善言懺謝スレハ、ソレヲ受ルハ犯重ニアラス、受サルハ慈悲ニアラス菩薩心ニアラサルカユヘニ、波羅夷トナル。》あり。『説戒』の取意。

○不謗三宝戒、現身演法、世間津梁、徳婦薩婆若海（此云一切智海）、不可称量、頂戴奉勤也。（註①）

現身トハ僧宝。演法トハ法宝ナリ。薩婆若トハ仏宝ナリ。

仏トハ周徧法界。法トハ諸法実相。僧トハ尺十方界、真人也（註②）。コレヲ一体三宝トイフ。三宝ノ本源トハ仏ナリ。コレ覺ノ義。菩提ヲ覺スルヲイフ。菩提トハ、無上ナリ。最上ナリ。一乘ナルカ故ニ、不可思議、不可称量ナリ。

此心ヲ發スルモノハ、即心即仏即法ナリ。

コノユエニ二祖云、是心是仏、是心是法、法仏無二、僧宝亦然也。（註③）

梵網經云、於学於無学、勿生分別想。是名第一道、亦名摩訶衍。一切戲論惡、悉從是処滅。諸仏薩婆若、悉由是処出。

〔註④〕
文、コレコノ三宝ハ、世間ノ津梁ナリ、徳婦薩婆海。（註⑤）

高祖ノ云ク、自己ハ諸仏ナリト覺知スルコトモチイ
ス。シカアレトモ証仏ナリ。仏ヲ証シモテユク。又云
ク、自己ナリトオモイツル。自己ナリトイヘトモ、愛惜
スヘク、護持スヘキナリ。（禪戒篇）權衡不能知其重、
算数不能計其多。（註⑥）

文、コノ故ニ不可称量、頂戴奉勤也。カクノコトク護持ス
ルトキ、三宝ヲ謗スルコトナクンハ好。（註⑦）

梵網云、初結菩薩波羅提木叉（此云別解脱、十重別々故。一一
所舉十戒。以不偷盜戒、断貪欲。以不姪欲戒、断無明。謂是以從事
相至理相、故之別々解脱）、孝順父母師僧三宝（註⑧）

文（註⑨）、何ヲ以カ孝順トナス。潜行密用、子ノ母ニ
依カ如シ。コレヲ至道トイフカ。若シ一念ノ心ヲ生セ
ハ、ミツカラ三宝ヲ謗ス。コノ故ニ制止ト名ク。情意ヲ
除テ正心ヲ生スル故ニ、此戒ヲ護持スルヲ、信心孝順心

ヲ生ストイフ。而ヲ反テ、悪人邪見人ヲ助テ、謗スル者ハ、提婆達多カ如ク、生身地獄ニ入ノ逆罪ナリ（註⑩）。我等モシ、三宝ノ恩徳ヲ被コトヲ得スンハ、冥ヨリ冥ニ入テ、長夜ニ惡趣ヲ増ノミ。

法華云、毀謗此經則、斷一切世間仏種。其人命終、入阿鼻地獄、具足一劫。劫尽更生。如是展転、至無數劫。從地獄出、当墮畜生。若狗野干。其形、頹瘦、鬣黧疥癩、人所觸嫉。又復、為人、之所惡賤、常困飢渴、骨肉枯竭、生受楚毒、死被瓦石。斷仏種故。受斯罪報。

（註⑩）

文、又コノ不謗三宝戒ヲ、九戒ノ終ニオクコトハ、一ノ戒品ニ、三宝ノ功德ヲ円成セストイフコトナキカ故ニ（註⑪）、

釈尊成道ノ曉、大地有情同時成道ト号呼、木石ヲ以テ仏ヲ造ニ、木石ニ非ス、仏身ナルカ故ニ、巍ノ崖皓（註⑬）、小水ヲ以テ、木仏ヲ穢セハ、陰処大ニ痛ム。經ハ紙上ノ文字ナリトイエトモ、ソノカミ漢庭ニ焚カルル時、火ノ為ニ変セス。僧ハ大集經云、國王罵詈打縛犯戒僧、其罪多於出万億仏身血。（註⑭）
文、一体三宝ノ故ニ、正信ヲ以供養スレハ、衆生ノ福田トナル。信ヘシ尊ヘシ。

毀謗三宝戒あり。

（註②）『略弁』に、傍線部分なし。

（註③）『略弁』に、傍線部分「コレ一乗ナリ。大乘ナルガ故ニ、即身即仏ナリ。」

頭注《二祖告三祖云、宜依仏法僧住。三祖云、見和尚已知是僧、未審名仏法。二祖云、是心是仏、是心是法、法仏無二、僧宝亦然也。》あり（『説戒』）。

（註④）『略弁』に、「諸仏薩婆若」は「諸仏薩婆若」。

（註⑤）『略弁』に、傍線部分「コレ世間ノ津梁ナリ。徳薩般若海ニ帰ス。」

（註⑥）『略弁』に、「高祖ノ云ク」以下、無し。

（註⑦）『略弁』に、「コノ故ニ」は「コレ」、「カクノコトク」

以下「我等モシ三宝ノ恩徳ヲ被ラズンバ、冥ヨリ冥ニ入テ、長夜ニ惡趣ヲ増ノミ。」

（註⑧）『略弁』に、「梵網云」以下、「菩薩見外道及以惡人一言謗仏音声、如三百予刺心、況口自謗不生信心孝順心。」

（註⑨）『略弁』に、「文」以下なし。

（註⑩）書き込み《外道ノ謗スルハ仏法ニカマヒナシ。一ヒ三宝ニ帰依シテノチ、三宝ヲ蔑如スルハ大罪ナリ、況ヤ、善悪イマタハカタサル先キヨリ人ト生ルハ宿善ノ余慶三宝ノ重恩イフヘカラス。而ライカニ謗センヤ。謗ハ罪ナキヲソシルヲ謗トイフ。三宝ニ無キ罪、己カ邪見ニ墮テ三宝ヲ謗スルハ無間ノ業ニアラスヤ。恐怖シウヘキ事ニアラサランヤ。》あり。この内容、『略弁』に略説あり。

（註⑪）この引用、『略弁』に無し。

（註⑫）『略弁』に、傍線部分「云、此不謗三宝戒ノ終ニオク事ハ、一ノ戒品ニ、三宝ノ功德円成セスト云コトナキガ故ニ、云云。」と、これ以降の説示は無し。

（註①）書き込み《自性靈妙於一如法中、不起生仏二見名為不翻刻・校注『永平教授戒文辨解』（本多）

〔註13〕 書き込み《音皎》あり。

〔註14〕 『禪戒鈔』『禪戒本儀』に有り。

○此十六条仏戒、大概如是、依法随教或礼受或拜受、吾今引証。(註①)

瓔珞經云、不受是菩薩戒者、不有情識者、畜生無異。不名為人。常離三宝海、非菩薩、非男非女、非鬼非人。名為畜生。(註②)

梵網經云、受持菩薩戒者、応受持誦解説書写仏性常住戒卷、流通三世一切衆生、化々不絶。得見千仏、為仏々授手、世々不随惡道八難、常生人道天中。(乃至)未成仏道間、安護五種利。一者十方仏、憫念常守護。二者命終時、正見心歡喜。三者生々処、為諸菩薩友。四者功德聚、戒度悉成就。五者今後世、性戒福慧滿。

時天保六年己未中秋於笛岡山中秀希胤謹撰(註③)

道場了口宣(註④)

今夜道場ノ様子、内ニ婦テ茶話ニ致ヘカラス。誠ニ此法式ハ、三国伝来仏祖正伝ノ妙法ナレハ、仏戒ヲ受タル人ハ、皆入諸仏位。今夜受タル血脈カ其証拠ナリ。

其故ハ先第一ノ釈迦牟尼仏ヨリ各各マテ、七十九代、血脈貫通シテ、我モ仏モ同体ナル故ニ、各々ノ脚ノ下ヨ

リ、又、釈迦牟尼仏ノ頂上ニ血脈カ帰テ、一体ナルユヘニ、六祖大師ノ謂ユル、七仏ヨリ慧能ニ至ニ四十仏アリ。慧能ヨリ七仏ニ至ニ、四十祖ナリト、下カラ見テモ、上カラ見テモ、別体ナキ故ニ、ミカケル珠ノ如ク、法界玲瓏タルモ、眼ノ開ケヌ人ハ、今夜、此赫赫タル紅幔ノ光輝仏光明ヲモ知ラヌユヘニ、無智ノ愚人ヲ驚シ欺ク計略ナリトイフ人聞ケリ。イカニ七日ノ法式、人ヲ欺キ誑コトアリヤ。遠ク釈迦牟尼仏ヨリ正伝シ来大法、カリニモ如是ノ惡言ハ、無間地獄ノ大罪ナリ。錯テモ謗ヘカラス。此道場ハ、体性虚空華光三昧ニ住スル、各々カ仏位ナルユヘニ、非色非心非有非無非因果法、又此時此処、起モ回モ礼拜スルモ、赫赫タル仏光明ナルソ。身ニモ骨ニモ輝キ暉ク。

是故此道場ノ法式、茶話ニスレハ法罰ヲ受ク。此処ヲ大切ニ守トイフハ、是ヲ思テ忘ヘカラス。忘サレハ思ナリ。思ヘハ行フ。是故ニ、其時其処カ、雪隠ニテモ、各々ノ菩提ノ道場トナルソ。鍋ノ尻ヲ磨スリ壺ノ中ヲ鑊時モ、忘ヘカラス忘ヘカラサルナリ。(註⑤)

〔註①〕 『略弁』の本文はここで終わる。

〔註②〕 書き込み《音皎》の本文は「一切ノ善ハ此処ヨリ生ス。コレミナ菩提ノ行ナレハ、

タトヒ破戒ストモ無表色カ熟スルユヘニ仏果ヲ成セストイフコトナシ。授戒ハ無理ニススメテモ功德広大ナリコ

ノ故ニ受戒セサルハ畜生ニ如同ストノ仏勅ナリ。瓔珞ニ一人ヲ教テ受戒セシムレハソノ福八万四千ノ塔ヲ立ニ勝レリ。況ニ二人三人ヲヤト説玉ヘリ。然レハ今日大勢ノ功德、コレ測ヘカラス大海ノ涯ナク、虚雲ニ辺際ナキカ如クコレ人人過去ノ戒徳イマココニ仏果ヲ増長スル此菩提道場忘ヘカラス。』あり。

〔註③〕『略弁』の刊記は、

大正七年六月四日震旦初祖月忌逮及先師月忌拝写畢、願回此功德奉彼塵刹円成一顆明珠、於但之永源文室鉄漢樓芳惟安志。戒文略弁大尾。となる。

〔註④〕『略弁』に、「道場了口宣」の記述無し。

〔註⑤〕「鬪」は、フリガナに縦い、「こする」。「壺」は不明瞭なので、確定できない。

以上が『永平教授戒文辨解』の全文紹介と校註である。尚、本書の形態は次のようになる。

。一巻一冊

。紙幅Ⅱ縦二〇・四センチ、横一五・二センチ

。装禎Ⅱ表紙が緑色の絹布に包まれた和綴、楮紙四十八枚。

表題に「辨解」となるが「辯解^{ベンカク}」と区別する意味で「ベンケ」と呼ぶ方が良いと思われる。